

# 地域力の向上に関する 基礎調査報告書

平成20年3月

東京都市長会

## はじめに

時代は地方分権から地域主権に大きく転換しようとしている今日、東京の多摩地域では、26の個性ある自治体が、地域間での特性を生かした競争と連携を図りながら、多摩に暮らす市民の暮らしの安全安心と心豊かな生活が過ごせるよう日々切磋琢磨している。

このような中、東京都市長会では、地域力の向上を重要な政策課題と位置づけ、今年度基礎調査を実施することとした。

調査の概要は、①地域力の担い手の現状と課題、②地域活性化の施策の紹介、③地域力の向上に向けた新たな取組み、④地域力の向上に向けた先進事例等について実施し、これに⑤調査からみえてきた地域力、先進事例ヒアリング記録を加え本報告書とした。

今回の調査は、地域力の向上という、もとより普遍的かつ大きなテーマであるということもあり、十分な基礎調査と検証が必要と判断し、通常の政策提言のスケジュールに加え、地域力の向上をテーマとして実施したものである。

ここにその調査結果を報告し、今後の政策提言へとつなげていくものとする。

**東京都市長会**

# 目 次

<b>第1章 調査の概要</b> .....	1
1. 調査の背景と目的	
2. 調査のコンセプトと方向性	
3. 調査内容と方法	
<b>第2章 地域力の担い手の現状と課題</b> .....	4
1. 多摩26市の自治会・町会の実態	
2. 多摩26市の民生児童委員の実態	
3. 多摩地域の団塊世代の実態	
4. 地縁型組織活動の課題	
<b>第3章 地域活性化施策の紹介</b> .....	23
1. 立川市大山自治会（大山団地）	
2. 東京都「地域の底力再生事業助成制度」	
3. 頑張る地方応援プログラム	
4. 市町村の活性化新規施策事例	
<b>第4章 地域力の向上に向けた新たな取組み</b> .....	30
1. 行政と企業、NPOなどの多様な連携の実態	
2. NPOをめぐる現状と課題	
3. 新たな資金循環の動き	
4. 企業の社会貢献活動の現状	
<b>第5章 地域力の向上に向けた先進事例</b> .....	42
1. ヒアリング調査の概要	
2. ヒアリング結果の概要	
<b>第6章 調査からみえてきた地域力</b> .....	45
1. 地域力とは	
2. 地域力を担う人・団体	
3. 地域力の向上に向けた行政の役割	
<b>資料編 先進事例ヒアリング記録</b>	

# 第1章 調査の概要

## 1. 調査の背景と目的

日本は急速に少子高齢化が進展し、今後、本格的な人口減少時代を迎える。高齢化による年金、医療、介護などの社会保障費の増大、少子化による労働力人口の減少や経済成長の鈍化と消費市場の縮小均衡など多くの課題が想定される。また、社会の成熟化に伴う国民ニーズの高度化と多様化にどう対応するのも大きな課題である。このような人口減少・少子高齢化の中で、持続的な活力ある社会を築き、地域の活性化を図るための施策の検討が急務となっている。

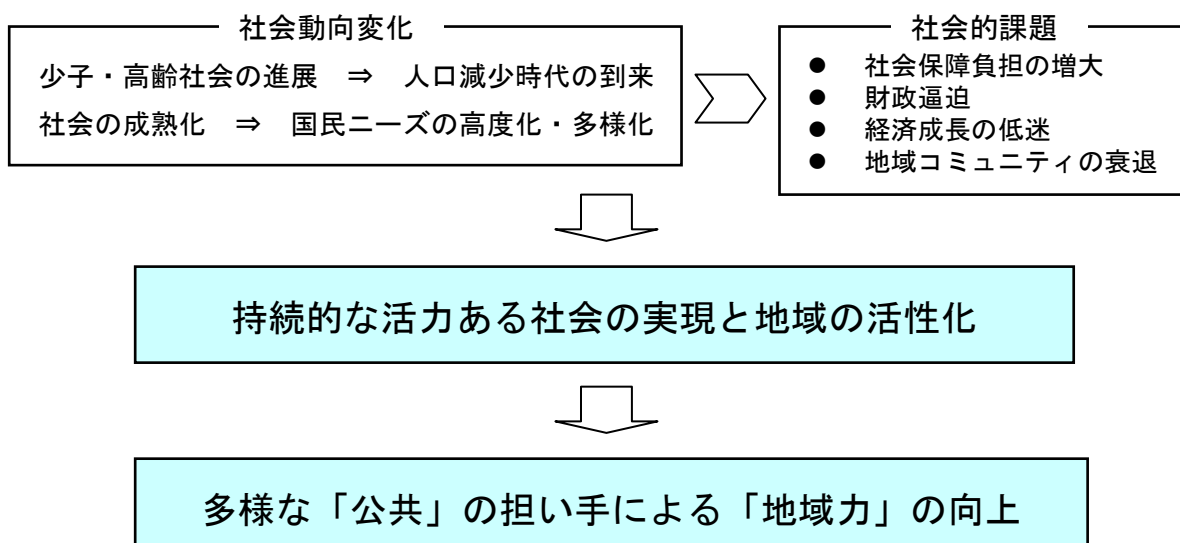
平成17年4月、政府は2030年におけるわが国の目指すべきビジョン「日本21世紀ビジョン」を公表した。そこでは、企業やNPOなど幅広い非政府主体が、社会のニーズに対応する自立的な社会の実現を提案している。これまで社会に財やサービスを主に提供してきたのは、政府・自治体と企業であった。

しかし、社会の成熟化に伴い多様な国民ニーズに対応するためには、従来の公共部門や民間営利部門のサービス提供だけでは立ち行かなくなっている。そして今後は社会的な課題を行政だけで解決して行くことはますます困難になり、NPOなどの民間非営利部門が課題解決のために主体的に取り組むことが求められている。

すなわち、21世紀には本来の「Public」の概念に基づく民間非営利部門などの多様な「公共」の担い手が相互に連携を図り社会を支えていくことが、わが国を持続的に活力ある社会にし、地域の活性化・再生を図る最も重要な方策である。

本調査は、このような人口減少時代における持続的な活力ある社会の実現と地域の活性化のために、「地域力」に関する基礎的事項を整理するとともに、各自治体の取り組み状況等を紹介し、「地域力」の向上に向けた施策の検討に資するものである。

図表 1-1 調査の背景



## 2. 調査のコンセプトと方向性

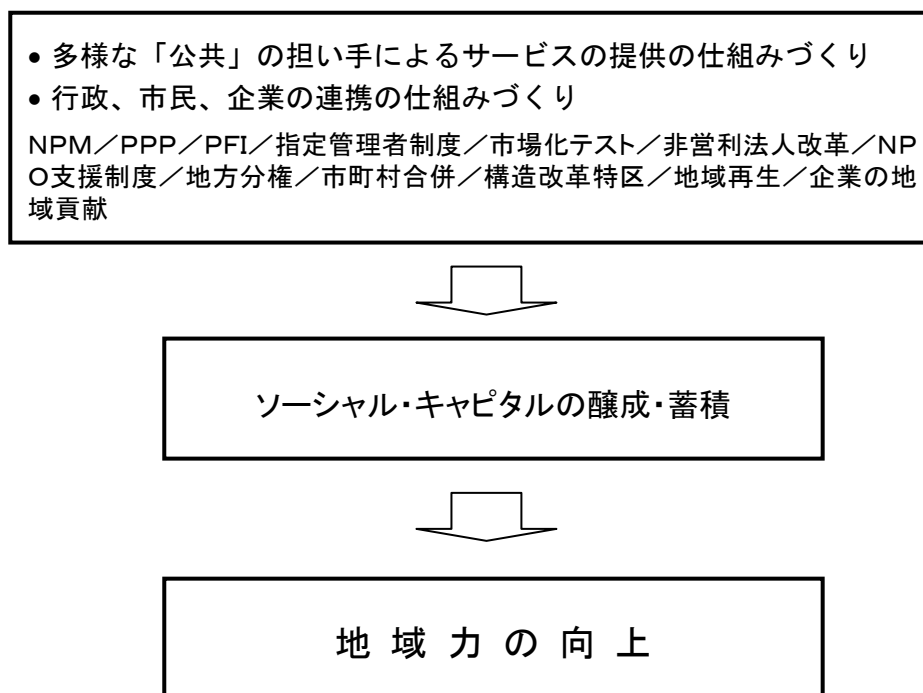
前述の通り地域力とは、多様な「公共」の担い手が地域の問題・課題を主体的に解決し、地域住民の暮らしをより良くする力である。今後、緊縮財政が続く中で、市民生活の向上を図るためには行政、市民、企業の連携の仕組みづくりが必要である。

これまでのように「公共」サービスを行政だけで担うのではなく、市民をはじめ企業も含めた多様な主体が行政との連携により「公共」を支えることは、単に財政の逼迫状況を回避するためだけではなく、高度で多様な市民のニーズにきめ細かく応えていくことである。このように暮らしの豊かさを向上させるためには、市民社会の地域力の向上が不可欠である。

地域力は活発な市民活動により向上し、市民活動は地域住民の人間関係によるソーシャル・キャピタル（社会の信頼関係に基づく人間関係資本）に深く関わっている。内閣府国民生活局の平成14年度調査「豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」（平成15年6月）では、ソーシャル・キャピタルは「つきあい・交流」「信頼」「社会参加」によって生まれ、各要素と市民活動の間には正の相関があり、ソーシャル・キャピタルの培養が市民活動を促進するとしている。ソーシャル・キャピタルの蓄積が市民活動を活性化し、活発な市民活動がさらなる地域力を向上させる。今後、暮らしを豊かにするためには地域コミュニティの再生を進め、住民同士の人的ネットワークなどソーシャル・キャピタルの蓄積が求められる。

そこで本調査は、地域力の向上を図るためにソーシャル・キャピタルを形成する、多様な「公共」の担い手によるサービス供給の仕組みや行政、市民、企業との連携の現状を把握し、真に豊かな社会を築く「地域力」について整理するものである。

図表 1-2 調査のコンセプト



### 3. 調査内容与方法

本調査では既存調査報告書や文献の中から、調査時点において把握できる最新のデータを用いて整理・分析を行った。

#### (1) 地域力の担い手の現状と課題および地域活性化施策の紹介（文献調査）

- ① 多摩 26 市の自治会・町会の実態把握
- ② 多摩 26 市の民生児童委員の実態把握
- ③ 多摩 26 市の団塊世代の実態把握
- ④ 地域力の向上に向けての課題の把握
- ⑤ 地域活性化施策の紹介

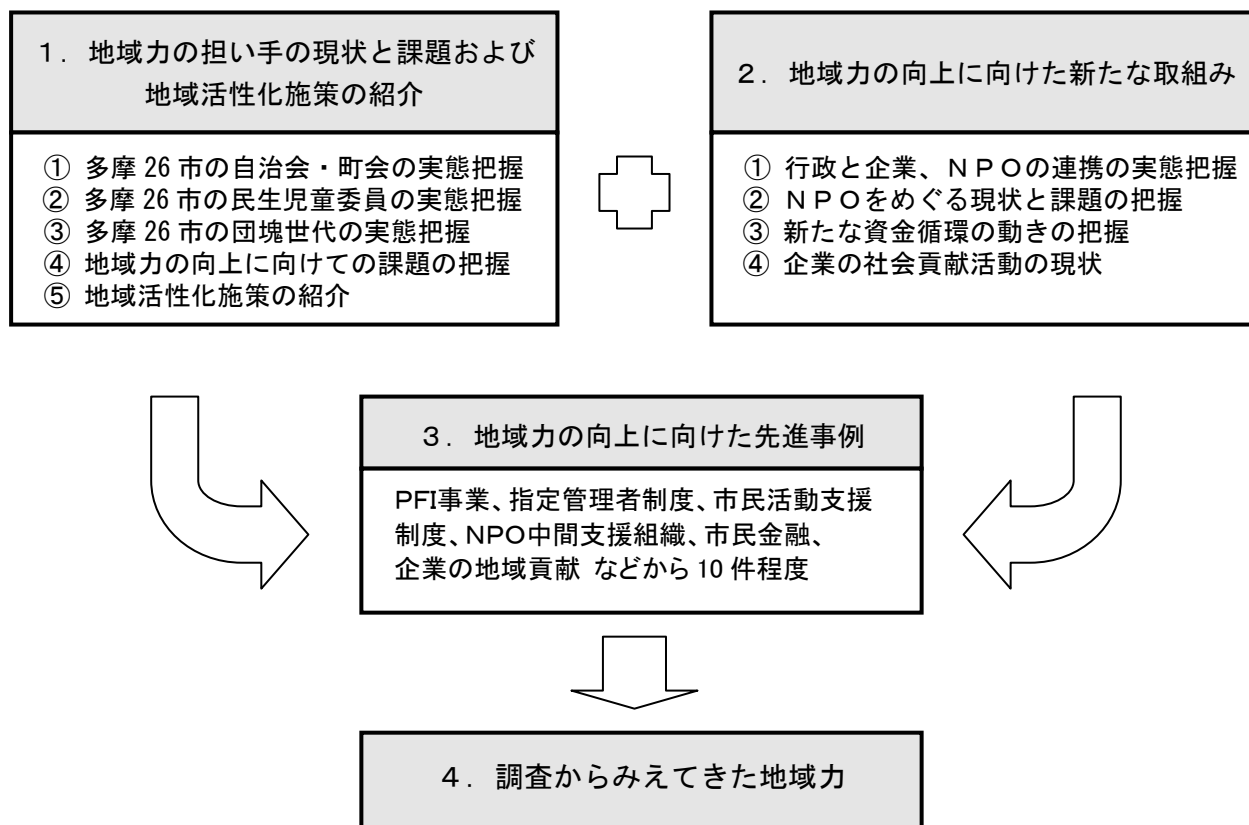
#### (2) 地域力の向上に向けた新たな取組み（文献調査）

- ① 行政と企業、NPOなどの多様な連携の実態把握
  - PFI (Private Finance Initiative)
  - 指定管理者制度
- ② NPOをめぐる現状と課題の把握
- ③ 新たな資金循環の動きの把握
- ④ 企業の社会貢献活動の現状

#### (3) 地域力の向上に向けた先進事例（ヒアリング調査）

#### (4) 調査からみえてきた地域力

図表 1-3 調査のフロー



## 第2章 地域力の担い手の現状と課題

### 1. 多摩26市の自治会・町会の実態

#### (1) 自治会・町会数の推移

平成19年4月1日（あるいは10月1日）現在の各市における自治会・町会数は、図表2-1の通りである。武蔵野市は戦後から自治会・町会という形ではなく、自主的な住民組織としてコミュニティ協議会を結成しており、それぞれコミュニティセンターを拠点に活動している。また、三鷹市、府中市、狛江市、武蔵村山市は補助金等を申請している自治会のみを把握している。

（財）東京市町村自治調査会「住民自治の拡充に関するアンケート調査」（平成17年3月）で平成16年時点と比較すると、青梅市、調布市、東村山市、国立市、東大和市、武蔵村山市、あきる野市においては、自治会・町会数が減少している。その中で、青梅市は人口が減少しているが、調布市、東村山市、国立市、東大和市、武蔵村山市、あきる野市では人口は増えている。

加入率（全世帯数に対する自治会・町会に加入している世帯数の割合）をみると、40%～60%台で推移しており、平成16年と比較しても同様の傾向であるが、全体的に加入率は下がっている。大型マンション等の建設で世帯数は増加しているが、世帯数の増加に比べて自治会・町会への加入率は下がっている（図表2-1）。

図表 2-1 自治会・町会数の推移、世帯数および人口の推移

(単位：団体、%、世帯、人)

市名	平成19年現在		平成16年現在		比較増減		平成19年1月1日現在		平成16年1月1日現在		比較増減	
	自治会・町会数	加入率	自治会・町会数	加入率	自治会・町会数	加入率	世帯数	人口総数	世帯数	人口総数	世帯数	人口総数
八王子市	556	66.4	541	67.7	15	△ 1.3	232,715	540,671	221,931	529,823	10,784	10,848
立川市	176	51.4	173	52.5	3	△ 1.1	78,581	171,325	74,657	166,829	3,924	4,496
武蔵野市	—	—	—	—	—	—	69,248	134,074	66,674	131,287	2,574	2,787
三鷹市	申請96	40.0	申請95	40.9	1	△ 0.9	84,468	172,030	81,735	169,187	2,733	2,843
青梅市	178	54.4	183	57.3	△ 5	△ 2.9	57,189	138,894	55,468	139,104	1,721	△ 210
府中市	申請394	67.0	申請391	66.6	3	0.4	109,001	238,385	103,552	229,793	5,449	8,592
昭島市	97	44.2	97	47.0	0	△ 2.8	47,990	110,368	45,937	108,702	2,053	1,666
調布市	410	50.0	419	56.8	△ 9	△ 6.8	102,342	210,095	98,315	204,497	4,027	5,598
町田市	296	59.0	290	60.0	6	△ 1.0	169,384	408,238	160,397	397,620	8,987	10,618
小金井市	73	50.0	72	46.6	1	3.4	52,063	109,713	50,911	108,949	1,152	764
小平市	374	44.8	373	45.5	1	△ 0.7	79,007	177,532	76,729	175,879	2,278	1,653
日野市	252	60.6	250	62.9	2	△ 2.3	76,233	171,695	73,456	168,150	2,777	3,545
東村山市	307	56.0	308	58.7	△ 1	△ 2.7	63,969	145,645	61,184	143,512	2,785	2,133
国分寺市	125	40.7	123	—	2	—	52,840	114,270	50,861	111,408	1,979	2,862
国立市	70	—	72	—	△ 2	—	33,626	72,348	32,877	72,302	749	46
福生市	34	45.6	34	50.0	0	△ 4.4	27,327	58,915	26,549	59,431	778	△ 516
狛江市	申請25	—	申請24	43.0	1	—	37,196	76,074	36,294	75,239	902	835
東大和市	78	41.3	80	44.2	△ 2	△ 2.9	33,325	80,809	31,915	79,930	1,410	879
清瀬市	192	39.9	188	35.5	4	4.4	31,465	72,608	29,563	69,462	1,902	3,146
東久留米市	148	44.0	146	44.3	2	△ 0.3	48,661	114,376	47,078	113,974	1,583	402
武蔵村山市	申請55	39.8	申請57	45.0	△ 2	△ 5.2	26,976	67,886	25,376	65,845	1,600	2,041
多摩市	95	—	88	—	7	—	62,720	142,267	60,550	141,505	2,170	762
稲城市	30	60.3	28	62.0	2	△ 1.7	32,348	78,461	29,835	73,520	2,513	4,941
羽村市	39	48.8	39	52.9	0	△ 4.1	23,255	55,674	22,412	55,337	843	337
あきる野市	83	61.9	88	65.6	△ 5	△ 3.7	31,056	80,181	29,781	79,776	1,275	405
西東京市	—	—	—	—	—	—	85,092	189,221	81,091	182,975	4,001	6,246
計	4 183	平均 54.18	4 159	平均 55.94	24	△ 1.76	1,748,077	3,931,755	1,675,128	3,854,036	72,949	77,719

(資料) ・自治会・町会数について、平成19年は26市担当課からのヒアリング(平成19年12月実施)、  
平成16年は(財)東京市町村自治調査会「住民自治の拡充に関するアンケート調査」(平成17年3月)  
および担当課からのヒアリングによる

・世帯数と人口は各年の住民基本台帳

(注) 加入率とは、全世帯数に対する自治会・町会に加入している世帯数の割合



## (2) 自治会・町会の活動

自治会・町会には、①問題対処機能、②環境・施設維持機能、③親睦機能があり、活動として、防災活動、防犯活動、町会諸問題の解決、行政施策への協力、環境改善・ゴミ回収、地域の清掃、自治会会館などの運営、福祉活動、イベントなどの開催、住民の交流、などが通常の業務として行われている。その中でも特に、防災活動として、自主防災活動の立ち上げ、防犯活動として防犯パトロールに力を入れている自治会が多い。

また、自治会・町会の加入率低下に対して、市がHPで自治会・町会を紹介したりチラシなどで加入を促すなど、自治会・町会をPRする活動を助成したり、イベントなど地域住民同士の交流を深める取り組みに力を入れている市もある(図表 2-2)。

内閣府国民生活局総務課調査室が実施した「町内会・自治会等の地域のつながりに関する調査」(平成 18 年度国民生活モニター調査)において、自治会・町会の役割・機能として「行事案内、会報配布等の住民相互の連絡」(90.6%)、「市区町村からの情報の連絡」(73.5%)、「盆踊り、お祭り」(63.5%)が多く、連絡調整や行事の企画運営の役割が認識されている。また「防災、防火」(61.0%)、「防犯」(50.2%)を役割と思っている人も過半数みられる(図表 2-3)。

図表 2-2 特徴的な自治会・町会の活動の事例

### ● 防災活動の事例

- ・ 171の連合会を11地区(通称、支会)に統合しそれぞれに自主防災組織を立ち上げた。戦後の合併前の1町8村が基盤であり、9地区のうち、2地区が2つに分かれ11地区とした。市としては要介護者まで助ける形を希望しているが、各地区では個人情報のこともあり難色を示している。市では指針を提示したり、支会長対象に研修を行い一歩進める取り組み実施している。なお、自主防災組織の立ち上げに関して、ひたちなか市の取り組みを参考にしている。
- ・ 自主防災組織を立ち上げた自治会には助成金が支給される(平成19年度で74自治会)。具体的には、助けあいのネットワークづくり、避難場所、備品、初動対応などを行っている。
- ・ 自主防災組織に対する助成制度と防災倉庫購入補助金制度、街頭消火器の設置、青色防犯パトロール補助事業など、自治会への支援を行っている。
- ・ 自主防災活動で安全課から補助金が支給されている。

### ● 防犯活動の事例

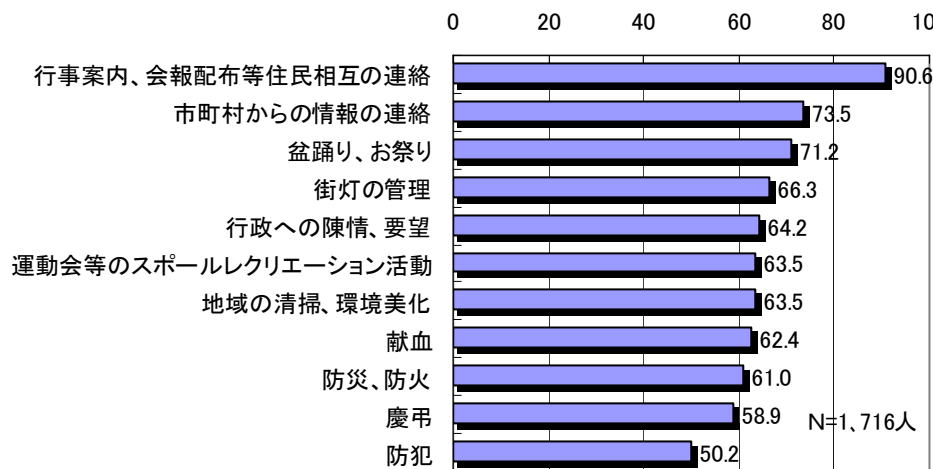
- ・ 自治会の枠を越えたワンワンパトロールを行っている。
- ・ 町会防犯活動、子どものパトロール活動を中心に行っている。
- ・ 防犯活動、地域のパトロールに力を入れている。自治会独自で進めているところ、地域の防犯協会と連携して進めているところがある。
- ・ 防犯パトロールとして挨拶運動を実施している。町内会が老人会と連携した挨拶運動の取り組みとして都のモデル地区となっている。
- ・ 自主防災会を立ち上げ、協力隊員養成、応急救護体制の実施、防災訓練、定期的な街頭消火器の点検を実施している。災害時の避難方法についても知らせている。

● 地域の活性化を支援する事例

- ・ 各自治会がホームページを作成しており、市のHPでも自治会加入の案内を出している。
- ・ 町会組織の活性化、安全対策、イベント開催、管理組合同士の交流・情報交換などを目的として、平成19年度より新規活性化事業として、通常の助成金とは別に1団体に10万円を交付している。今年度は10団体から応募があり8団体に交付を行った。
- ・ 連合町内会の中に活性化部会を設け町内会の魅力を高める活動を行っている。市の支援としても地域リーダー養成講座を開催し、講演会など予定している。
- ・ 平成18年度より地域交流フェアを開催し自治会の大切さをPRしている。平成19年度はパネルディスカッションで、地域で防犯パトロールを行っている地域にパネラーを依頼した。また試食会も行った。核になる人が必要なので発掘、育成に力を入れている。市としてもホームページで転入者に対し自治会・町会加入を勧めている。チラシの充実も図っている。常に自治会と一緒に考えていく姿勢を重視している。平成17年度に「自治会活性化への取組み」としてまとめ、市が取り組むこと、自治会が取り組むこと、双方で取り組むこと、として解決策を提示している。
- ・ 都の「地域の底力再生事業」の助成（平成19年度の都の重点事業で、自治会・町会の場合は1事業20万円を限度に助成）を受けて自治会・町会の啓発活動を実施した。自治会をPRしたエコバッグやチラシを配布している。体育会でもパレードを行って自治会をPRしている。
- ・ 平成16年度から3年間計画で「特色ある地域づくり活動補助金制度」を設けている。社会貢献度、発展性・波及性、独創性の観点から応募を受け、審査会を経て承認された自治会・町会に対して助成を行う。なお、助成団体は自治会に限定していない。
- ・ 連合自治会では自治会・町会をPRするチラシを作成し、加入を促している。

(資料) 26市担当課からのヒアリングより作成

図表 2-3 自治会・町内会の役割・機能（複数回答、50%以上の回答のみ表示）

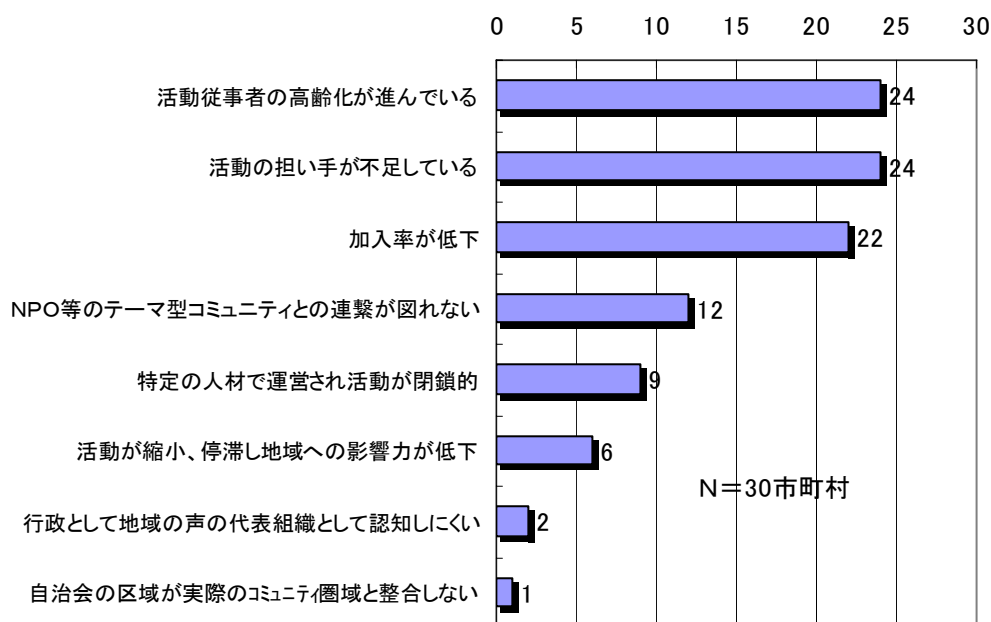


(資料) 内閣府国民生活局総務課調査室「町内会・自治会等の地域のつながりに関する調査」  
(平成18年度国民生活モニター調査)

### (3) 自治会・町会の課題

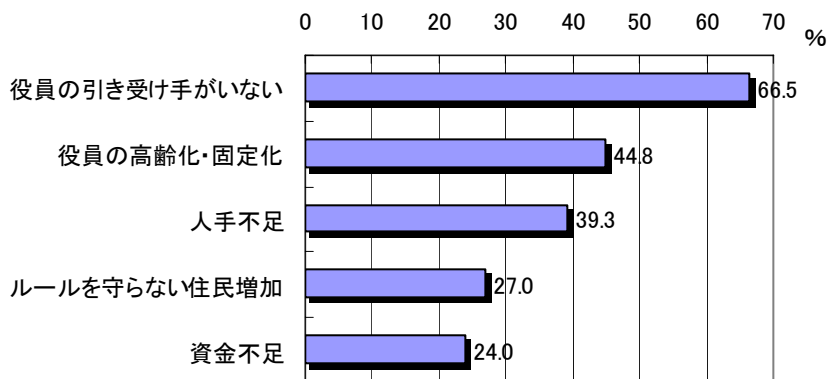
自治会・町会の課題として、①担い手不足（高齢化）、②加入率の低下、という状況がみられる。担い手不足（高齢化）に関しては、前述の「住民自治の拡充に関するアンケート調査」では、自治会・町会の活動で問題があると思われる事柄として、「活動従事者の高齢化が進んでいる」と「活動の担い手が不足している」を24市町村、「加入率が低下」には22市町村が課題であると回答している(図表 2-4)。また「東京都における町内会・自治会の実態調査報告書」においても、自治会・町会が抱える問題点として「役員の引き受け手がいない」(66.5%)、「役員の高齢化・固定化」(44.8%)、「人手不足」(39.3%)、などの自治会を運営する担い手が不足していることが多く指摘されている(図表 2-5)。

図表 2-4 自治会・町会の活動で問題があると思われる事柄（複数回答）



(資料) (財) 東京市町村自治調査会「住民自治の拡充に関するアンケート調査」(平成 17 年 3 月)

図表 2-5 自治会・町会が抱える問題点（複数回答、上位 5 位）



(資料) 東京都生活文化局「東京都における町内会・自治会の実態調査報告書」(平成 9 年)

加入率の低下については、自治会・町会数の推移でもみたように、世帯数が増加しているにも関わらず自治会・町会への加入は低下しているという状況がある。その背景には以下のような状況がある。

【26 市担当課からのヒアリングより】

- 新興マンションの建設増加により市外からの転入者が増えているが、若い層あるいは単身層が多く、自治会活動への関心が低い。
- 新興マンションでは管理組合を結成し、自治会・町会をつくらないケースも増えている。
- 自治会加入への拘束力が低下している。
- 自治会・町会に加入することのメリットが伝わっていない。

自治会・町会の存在意義が低下し、別に加入しなくても困らない、という意識が高まっている状況がうかがえる。

このような課題に対して、立川市大山自治会のように世代交代がうまく進み、自治会・町会活動が活性化している事例もある。また、地域のNPO法人などとの連携による地域の課題解決に向けた取り組みとしてコミュニティバスの運行の地域の中心的な役割を担っている町田市玉川学園町内会のような町会もある。さらに、「転入者でも生活のリズムができてくると地域文化にも関心が向き、自治会・町会に加入してくる。特に子どものいる世帯では、地域のイベントなどに子どもを参加させたいので、地域に目が向いてくる。また神社や文化財なども多く残っており、住民同士の関わりが密である。新しい住民も町の歴史などに興味を持っているので、芋煮会、餅つき大会なども親子で参加する。自治会の役割は十分残っている。」という意見もあった。

#### (4) 自治会・町会の課題解決に向けた自治体との連携

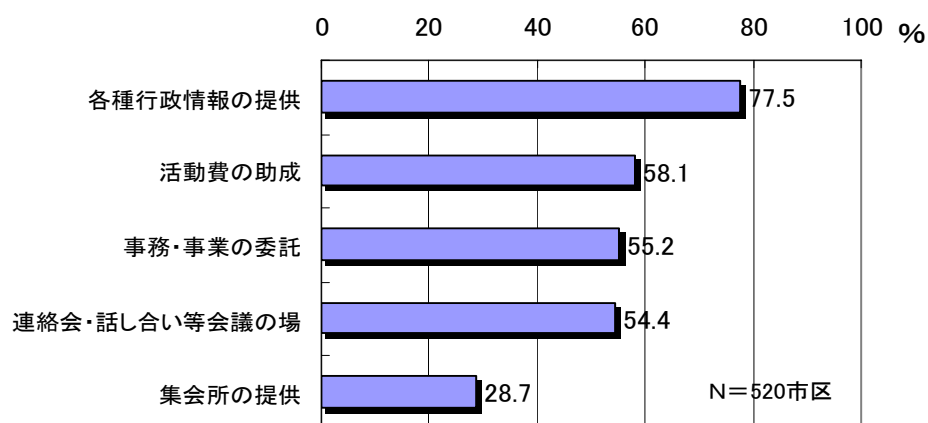
自治会・町会においては、①担い手不足（高齢化）、②加入率の低下（存在意義の希薄化）と言う課題を抱えている。しかし、自治体としては、地域の実態を把握する上でも、地域に根ざした基礎単位としても、自治会・町会との関わりを大変重視している。

今後、自治会・町会が地域力向上の大きな担い手となっていくためには、自治体との連携が必要である。自治会・町会はもとより自治体との関わりが大きいですが、(財)日本都市センターが全国の自治体に行った「自治体におけるコミュニティ政策等に関する実態調査」(平成13年)では自治会・町会との協働の形態として「各種行政情報の提供」、「活動費の助成」、「事務・事業の委託」が上位に挙げられている(図表 2-6)。

また今後の協働のあり方としても「各種行政情報の提供」が最も多いが、「政策計画づくりへの参加促進」が第2位に挙げており、地域づくりの担い手として自治会・町会に期待している状況がうかがえる(図表 2-7)。分野としては「地域安全」、「災害救援」が9割以上を占めている(図表 2-8)。

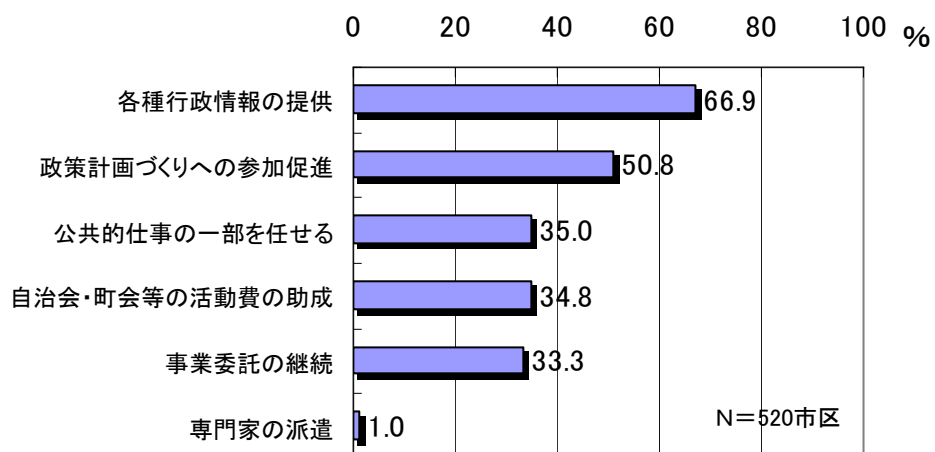
このように自治体が自治会・町会へ期待する役割は大きいですが、自治会・町会の役割が住民間で薄れている現状を踏まえ、自治会・町会が活性化するよう支援することが重要である。

図表 2-6 自治会・町会との協働の形態（複数回答）



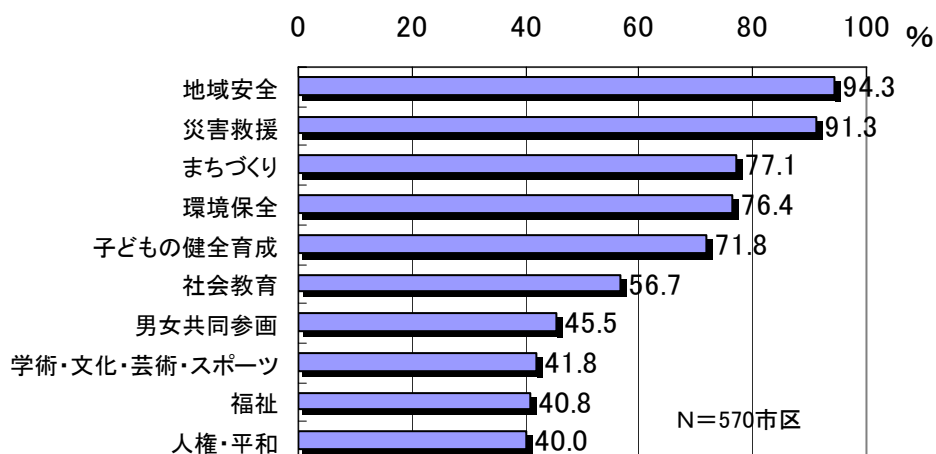
(資料) (財) 日本都市センター「自治体におけるコミュニティ政策等に関する実態調査」(平成 13 年)

図表 2-7 今後の自治会・町会と自治体との協働のあり方（複数回答）



(資料) (財) 日本都市センター「自治体におけるコミュニティ政策等に関する実態調査」(平成 13 年)

図表 2-8 自治会・町会と協働を望む分野（複数回答、上位 10 位）



(資料) (財) 日本都市センター「自治体におけるコミュニティ政策等に関する実態調査」(平成 13 年)

## 2. 多摩 26 市の民生児童委員の実態

### (1) 民生児童委員数の推移と課題

平成 19 年 12 月現在（3 年ごとに改選）の民生児童委員数は図表 2-9 の通りである。定数に対し、委嘱率（実際民生児童委員を引き受けた割合）が 100%、すなわち全定員数の民生児童委員が委嘱されたのは、清瀬市、稲城市、羽村市、あきる野市の 4 市である。

平成 16 年と比較すると、定数が増えているのは、八王子市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、日野市、東村山市、狛江市、東大和市、多摩市、稲城市、羽村市である。しかし委嘱率をみると、武蔵野市、日野市、国分寺市、清瀬市、稲城市、羽村市、あきる野市以外は低下している。すなわち、民生児童委員を引き受ける市民が減っているということである。従って、民生児童委員一人が抱える世帯数の平均も、平成 16 年と比べて増えている市が多い（図表 2-9）。

図表 2-9 民生児童委員数

(単位：人、%、世帯)

市名	平成19年12月1日			平成16年12月1日			平成19年1月1日現在世帯数	民生児童委員一人当たりの世帯数	平成16年1月1日現在世帯数	民生児童委員一人当たりの世帯数
	民生児童委員数			民生児童委員数						
	定数	委嘱数	委嘱率	定数	委嘱数	委嘱率				
八王子市	407	368	90.4	396	377	95.2	232,715	632	221,931	589
立川市	158	146	92.4	158	157	99.4	78,581	538	74,657	476
武蔵野市	98	94	95.9	98	92	93.9	69,248	737	66,674	725
三鷹市	114	104	91.2	114	111	97.4	84,468	812	81,735	736
青梅市	131	127	96.9	119	118	99.2	57,189	450	55,468	470
府中市	173	168	97.1	171	171	100.0	109,001	649	103,552	606
昭島市	85	83	97.6	82	81	98.8	47,990	578	45,937	567
調布市	154	147	95.5	154	152	98.7	102,342	696	98,315	647
町田市	251	221	88.0	244	225	92.2	169,384	766	160,397	713
小金井市	84	70	83.3	84	81	96.4	52,063	744	50,911	629
小平市	133	121	91.0	133	124	93.2	79,007	653	76,729	619
日野市	132	124	93.9	130	119	91.5	76,233	615	73,456	617
東村山市	108	89	82.4	98	95	96.9	63,969	719	61,184	644
国分寺市	77	75	97.4	77	74	96.1	52,840	705	50,861	687
国立市	54	48	88.9	54	53	98.1	33,626	701	32,877	620
福生市	51	46	90.2	51	49	96.1	27,327	594	26,549	542
狛江市	57	42	73.7	55	52	94.5	37,196	886	36,294	698
東大和市	61	55	90.2	60	60	100.0	33,325	606	31,915	532
清瀬市	50	50	100.0	50	50	100.0	31,465	629	29,563	591
東久留米市	80	67	83.8	80	72	90.0	48,661	726	47,078	654
武蔵村山市	62	58	93.5	62	62	100.0	26,976	465	25,376	409
多摩市	112	94	83.9	104	99	95.2	62,720	667	60,550	612
稲城市	58	58	100.0	57	56	98.2	32,348	558	29,835	533
羽村市	48	48	100.0	45	45	100.0	23,255	484	22,412	498
あきる野市	70	70	100.0	70	70	100.0	31,056	444	29,781	425
西東京市	147	114	77.6	147	120	81.6	85,092	746	81,091	676
計	2,955	2,687	90.9	2,893	2,765	95.6	1,748,077	651	1,675,128	606

(資料) 東京都民生児童委員連合会から資料提供

(注1) 委嘱率とは、委嘱数(実際に民生児童委員の委嘱を受けた人数)を定数で割った値

(注2) 民生児童委員一人当たりの世帯数は、全世帯数を民生児童委員の委嘱数で割った値

## (2) 民生児童委員の主な活動

民生児童委員は、基本的には民生委員法に基づき、以下の活動を行っている。

- ①意見具申のはたらき（代弁者的な役割）・・・住民の求める生活支援活動を自らも行き、支援体制をつくる
- ②生活支援のはたらき（支援的な役割）・・・住民の福祉ニーズに対応し適切なサービスの提供が図られるように調整する
- ③調整のはたらき（潤滑油的な役割）・・・住民が個々の福祉ニーズに対応したサービスが受けられるよう関係機関や団体等に連絡し必要な対応をとる
- ④連絡通報のはたらき（パイプ的な役割）・・・社会福祉の制度やサービスについての内容や情報を、住民に的確に提供する
- ⑤情報提供のはたらき（告知板的な役割）・・・住民が抱える問題について住民の立場に立ち親身になって相談にのる
- ⑥相談のはたらき（世話役的な役割）・・・担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握する

東京都全体ではあるが、平成14年と18年を比較した民生児童委員の年間活動件数をみると、最も多いのが「個別訪問・連絡」、次に「民生児童委員や関係機関との連絡調整」が多い。平成14年と比べると、「個別訪問・連絡」、「民生児童委員や関係機関との連絡調整」は増えており、逆に「高齢者に関する相談・支援」、「障害者に対する相談・支援」、「実態把握」などは減っている(図表2-10)。さらに、民生児童委員の月平均活動日数を他県と比較してみると、東京都の民生児童委員は、「個別訪問・連絡」、「民生児童委員や関係機関との連絡調整」が多く、また活動日数も多い。この結果からも都の民生児童委員が個々の事例に関わっている状況がうかがえる(図表2-11)。

一方、26市担当課の意見の中には、「民生委員はイベントに参加するよりも、地域のソーシャルワーカーとして、地域のキーパーソンとしての役割を担って欲しい。ケアマネジャーなどとの連携をもっと進めて欲しい」という意見もある。また「民生児童委員は子どもの問題が増えて負担が大きいが、地域包括支援センターなどで住民と繋ぐ体制はできている」という意見もある。

図表2-10 東京都民生児童委員の年間活動件数

(単位:件)

	平成18年	平成14年	比較増減
高齢者に関する相談・支援	149,665	178,114	△28,449
障害者に関する相談・支援	17,867	22,825	△4,958
子どもに関する相談・支援	56,109	52,507	3,602
実態把握	304,376	433,975	△129,599
行事などへの参加	357,755	374,384	△16,629
地域福祉に関する自主活動	267,085	189,822	77,263
研修	314,029	231,985	82,044
要保護児童の発見・通告	4,854	6,000	△1,146
個別訪問・連絡	1,517,128	1,481,808	35,320
委員や関係機関との連絡調整	1,146,051	908,751	237,300

(資料) 東京都民生児童委員連合会「民生委員・児童委員活動実績とその事例」(平成19年)



図表 2-11 民生児童委員一人当たりの月平均活動実績

(単位：件)

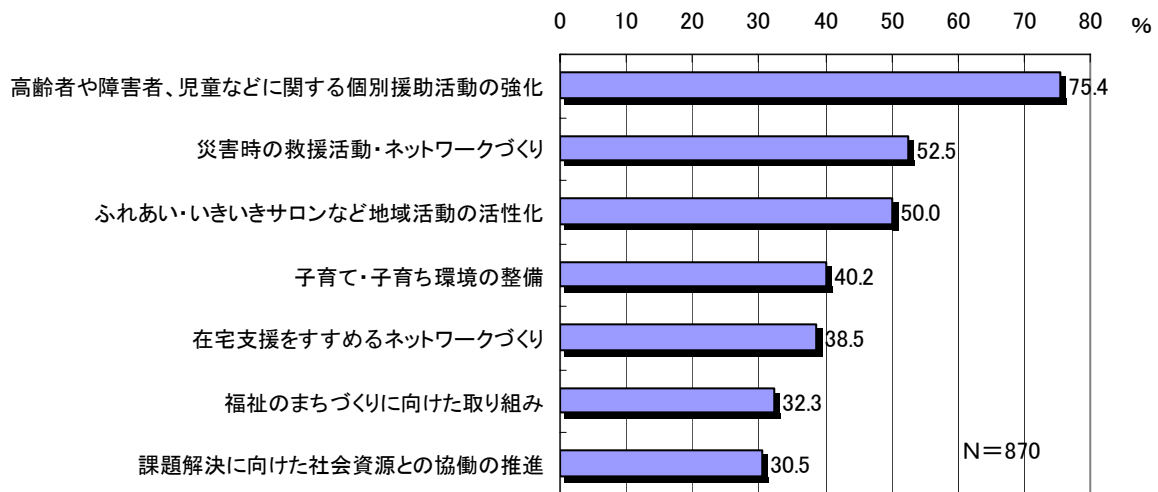
	東京都	神奈川県	愛知県	大阪府
高齢者・障害者・子どもへの相談・支援	2.2	2.4	2.1	2.8
実態把握	2.5	1.5	1.2	0.8
行事などへの参加	3.0	2.9	2.2	2.1
地域福祉に関する自主活動	2.2	3.5	2.1	3.2
研修	2.6	2.3	1.5	1.2
個別訪問・連絡	6.3	5.9	5.3	4.1
委員や関係機関との連絡調整	4.8	3.3	1.9	2.4
活動日数(日)	12.0	11.7	9.4	9.4

(資料) 東京都民生児童委員連合会「民生委員・児童委員活動実績とその事例」(平成 19 年)

全国民生委員児童委員連合会で実施した「民生委員・児童委員活動及び民児協活動に関する意識調査」(平成 18 年)では、今後重要になる活動として「高齢者や障害者、児童などに関する個別援助活動の強化」が特に多く挙がっている。個別支援の分野としては「介護予防活動」、「認知症や寝たきり高齢者支援」、「孤立・孤独・自殺防止活動」などが多く指摘されている。(図表 2-12、2-13)

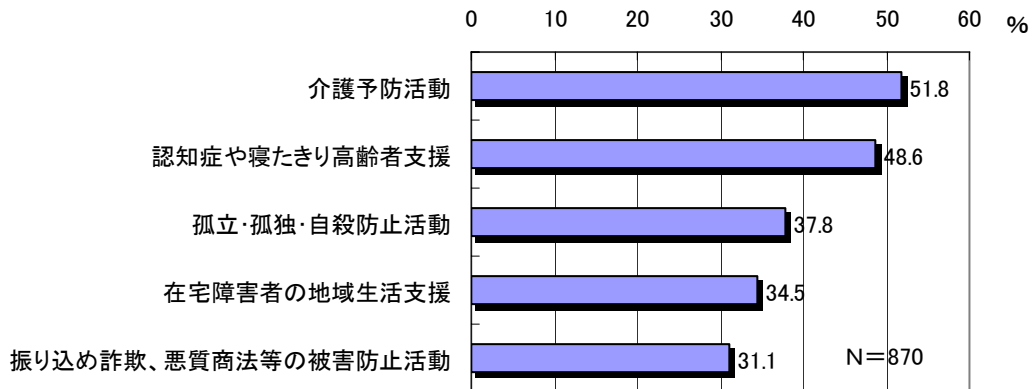
26 市担当課からのヒアリングによれば、このほか特徴ある活動として、「災害時に誰も見逃さない活動として、防災時の高齢者のケアを行う」、「市内中学生に地域福祉に関心を持ってもらうため、中学生社会福祉意見発表会を毎年開催」、「乳幼児検診に来ない家庭を訪問している」、「高齢者が閉じこもらないように、サロン活動が増えている」などがあつた。

図表 2-12 今後重要になる活動(複数回答、上位 7 位)



(資料) 全国民生委員児童委員連合会「民生委員・児童委員活動及び民児協活動に関する意識調査」(平成 18 年)

図表 2-13 援助活動の分野（複数回答、上位 5 位）



(資料) 全国民生委員児童委員連合会「民生委員・児童委員活動及び民児協活動に関する意識調査」(平成 18 年)

### (3) 民生児童委員の課題

民生児童委員の課題として、民生児童委員のなり手の減少があげられる。その原因として、以下のような理由が考えられる。

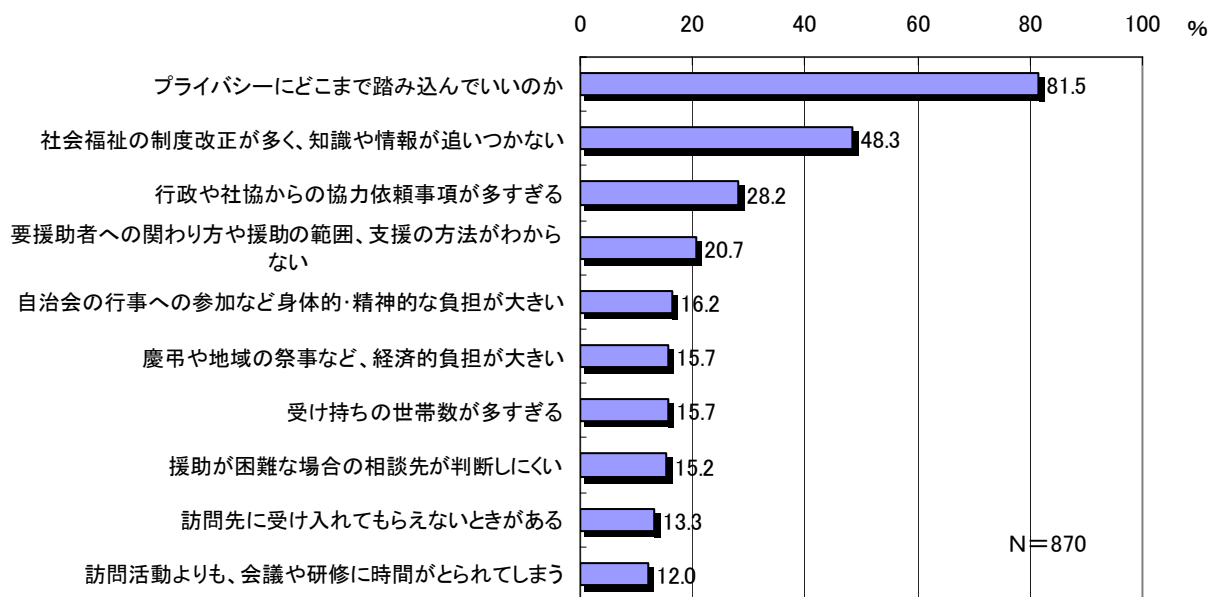
#### 【26 市担当課からのヒアリングより】

- 高齢者や子どもなどに個々に関わるケースが増え、活動内容も多様化している。
- 個別に関わることを自治体からも要求されるが、自治体からは情報を提供されず個人情報などの点で苦慮している。
- また自治体などに情報を提供しても、その結果どうなったかの結果報告が来ないので、その後の関わり方がわからない。
- 名誉職ではないが、住民のパイプ役として苦勞が多く、大変というイメージが強い。
- 主任児童委員も兼ねており、最近では子育てや子どもの問題が増えて負担が大きい。
- 市営集合住宅は高齢化しており、後任がいない。若い人は大型の集合住宅に住んでいるが地域に馴染んでいない。
- 民生児童委員自身も他のボランティア活動をしており忙しい。

全国民生委員児童委員連合会で実施した「民生委員・児童委員活動及び民児協活動に関する意識調査」(平成 18 年)において、活動上の悩みとして「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか」(81.5%)が最も多く挙げられている。仕事量は増加する一方、プライバシーなどの問題で活動が行いにくくなっており、負担感が大きくなっているものと思われる(図表 2-14)。

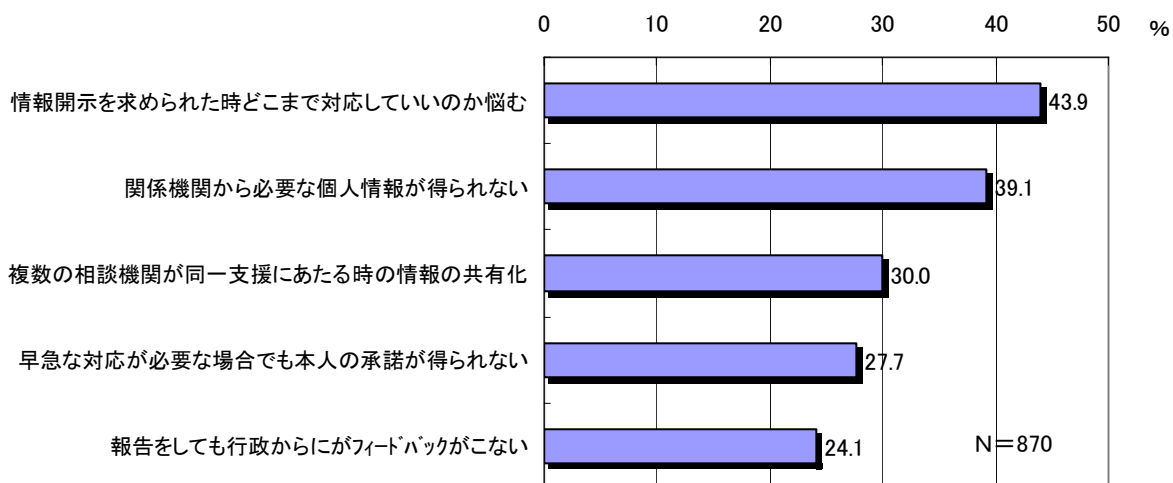
また個人情報に関する悩みや苦勞として、「(地域住民や関係機関から)情報開示を求められた時どこまで対応していいのか悩む」、「(行政、学校、幼稚園、保育所、高齢者施設等の)関係機関から必要な個人情報が得られない」、「複数の相談機関が同一支援にあたる時の情報の共有化」といった意見が挙げられている(図表 2-15)。

図表 2-14 民生児童委員の悩み（複数回答、上位 10 位）



(資料) 全国民生委員児童委員連合会「民生委員・児童委員活動及び民児協活動に関する意識調査」(平成 18 年)

図表 2-15 個人情報に関する悩み（複数回答、上位 5 位）

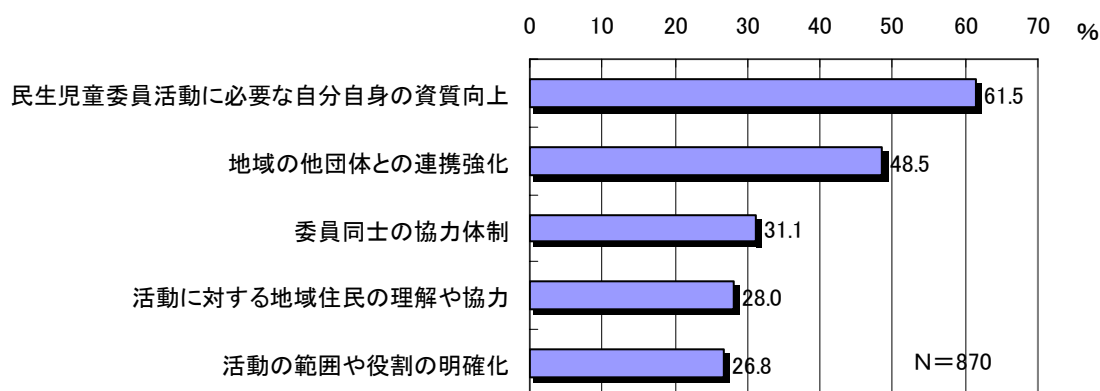


(資料) 全国民生委員児童委員連合会「民生委員・児童委員活動及び民児協活動に関する意識調査」(平成 18 年)

今後、民生児童委員の活動を継続するためには、「民生児童委員活動に必要な自分自身の資質向上」を望む声が多い。地域住民の層が多様化しており、個別に対応しなくては解決できない問題も増えている(図表 2-16)。

地域の課題が、多様化、個別化する中で、24時間地域に関わる責任ある業務を行う民生児童委員への期待はますます大きくなっている。民生児童委員が不安なく活動するためには、自治体および様々な団体との連携や情報の繋ぎ、個人情報に関わるような問題に遭遇した場合の対応方法の検討が必要である。

図表 2-16 活動継続に必要なこと（複数回答、上位5位）



(資料) 全国民生委員児童委員連合会「民生委員・児童委員活動及び民児協活動に関する意識調査」(平成18年)

### 3. 多摩地域の団塊世代の実態

(財) 東京市町村自治調査会の「多摩地域における新たな働く機会と場の創造」(平成 18 年 3 月) より、多摩地域の団塊世代に関する実態を概観する。

本調査は、東大和市、狛江市、西東京市、多摩市、福生市在住で、出生年が 1946～1950 年の男女各 300 人、計 3,000 人を対象とし、有効回答者数は 1,047 人である。

#### ◆団塊世代の定義

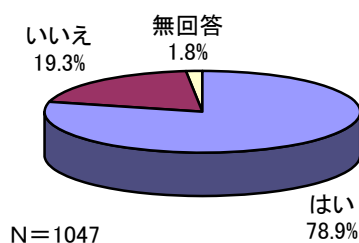
- 第二次大戦後、数年間のベビーブームに生まれた世代のこと。
- 昭和 22 年から 26 年頃まで (1947 年から 1951 年ごろまで) に生まれた人々を指す場合もある。
- 人口構造に基づく厳密な定義ではもう少し幅が狭くなり、1947 年から 1949 年の 3 年間に生まれた人をいう。その出生数はその直前よりも 20%、直後よりも 26% も多い。
- この原義が拡張され、1943 年～1953 年生まれのを次のように分類することもある。
  - ・プレ団塊 昭和 18 (1943) 年 ～ 昭和 21 (1946) 年生まれ
  - ・団塊 昭和 22 (1947) 年 ～ 昭和 24 (1949) 年生まれ
  - ・ポスト団塊 昭和 25 (1950) 年 ～ 昭和 28 (1953) 年生まれ

#### (1) 団塊世代の就業状況・生活力がある

現在、収入のある仕事を持っている人は 78.9% である (図表 2-17)。

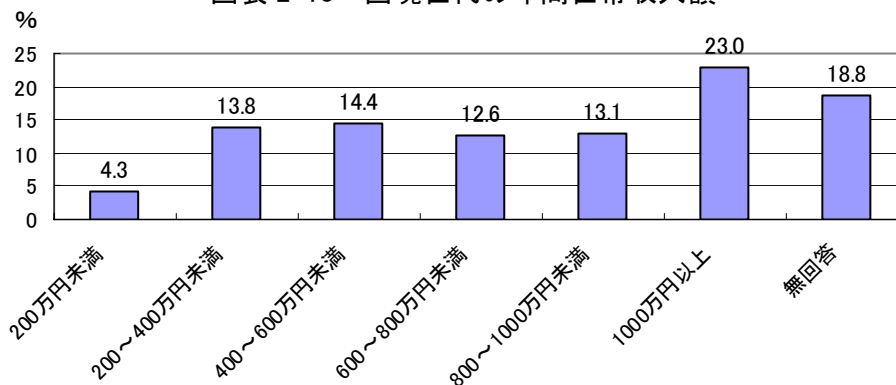
前年の年間世帯収入額は、1,000 万円以上が全体の約 1/4 を占めている (図表 2-18)。

図表 2-17 団塊世代の収入のある仕事の有無



(資料) (財) 東京市町村自治調査会「多摩地域における新たな働く機会と場の創造」(平成 18 年 3 月)

図表 2-18 団塊世代の年間世帯収入額



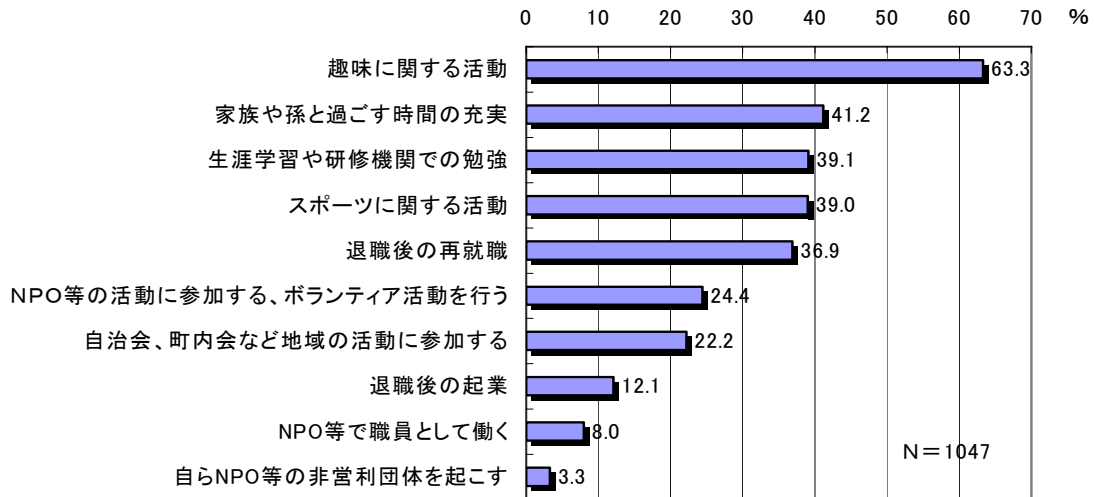
(資料) (財) 東京市町村自治調査会「多摩地域における新たな働く機会と場の創造」(平成 18 年 3 月)

## (2) 退職後の活動意欲

団塊世代の退職後の活動意欲についてみると（「非常にやってみたい」＋「やややってみたい」の割合）は、「趣味に関する活動」が 63.3%と最も多く、以下「家族や孫と過ごす時間の充実」が 41.2%、「生涯学習や研修機関での勉強」39.1%、「スポーツに関する活動」39.0%と、自分や家族のための活動への意欲が高い（図表 2-19）。

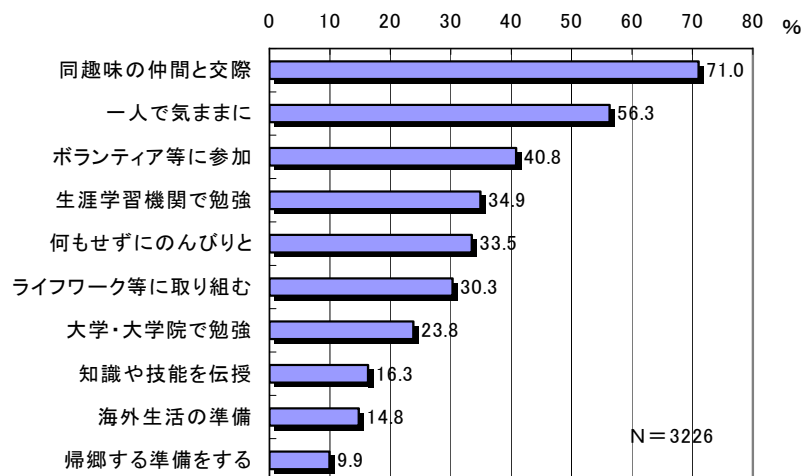
なお、東京都産業労働局で行った「団塊の世代の活用についての調査報告書」（平成 14 年）においても、5 年後の仕事以外の生き方を聞いているが、「是非やりたい」と「すこしやりたい」を合わせた活動意欲をみると、「同趣味の仲間と交際」が 71.0%と最も多く、また「生涯学習機関で勉強」も 34.9%となっている。趣味と学習を合わせた活動への意欲が高いことがうかがえる（図表 2-20）。

図表 2-19 団塊世代の退職後の活動意欲（複数回答）



(資料) (財) 東京市町村自治調査会「多摩地域における新たな働く機会と場の創造」（平成 18 年 3 月）

図表 2-20 5年後の仕事以外の生き方（複数回答）



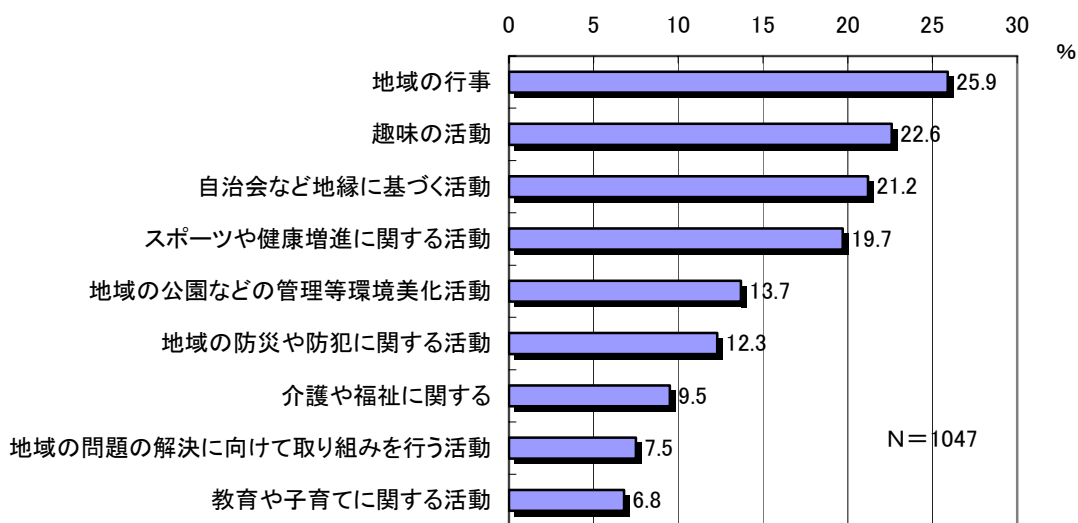
(資料) 東京都産業労働局「団塊の世代の活用についての調査報告書」（平成 14 年）

### (3) 地域活動の参加状況

地域活動への参加状況（「よく参加」＋「時々参加」）は、「地域の行事」が 25.9%と最も多く、以下「趣味の活動」が 22.6%、「自治会など地縁に基づく活動」が 21.2%と続き、地域との関わりが多い。しかし、「地域の問題の解決に向けて取り組みを行う活動」は 7.5%と低い(図表 2-21)。

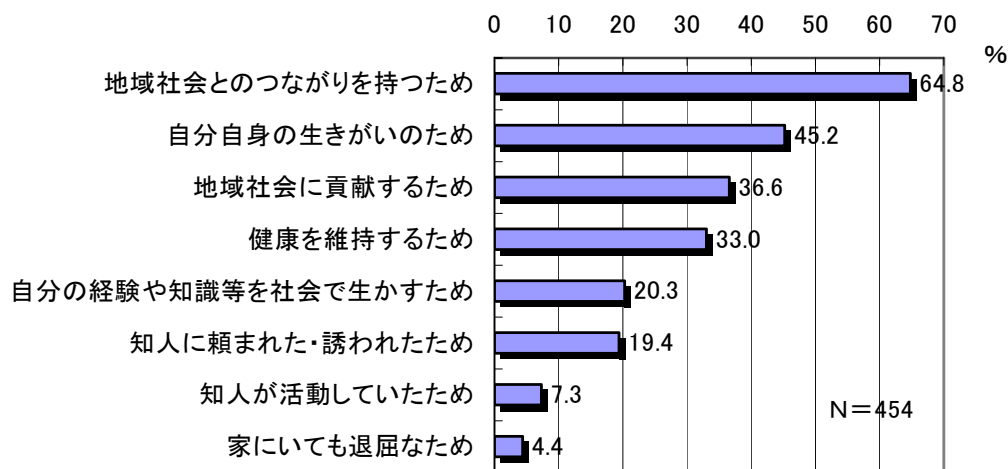
また、地域活動に参加する理由をみると、「地域社会とのつながりを持つため」が 64.8%と非常に多く、団塊の世代が地域との関わりを大切にしている様子がうかがえる(図表 2-22)。

図表 2-21 地域活動への参加状況（複数回答）



(資料) (財) 東京市町村自治調査会「多摩地域における新たな働く機会と場の創造」(平成 18 年 3 月)

図表 2-22 地域活動に参加する理由（複数回答）

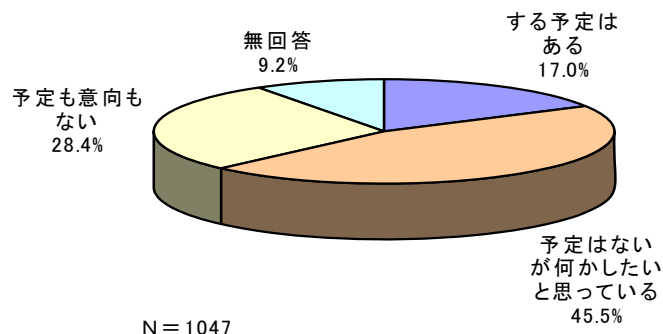


(資料) (財) 東京市町村自治調査会「多摩地域における新たな働く機会と場の創造」(平成 18 年 3 月)

#### (4) 今後の参加意向

退職後の就業・社会活動への参加意向は、「予定はないが何かしたいと思っている」が45.5%と多く、すでに「する予定がある」は17.0%である。全体の約6割は、退職後、何かしたいと思っており、情報提供や何かしたいという思いを現実のものとするための動機付け、きっかけづくりが必要である。(図表 2-23)

図表 2-23 退職後の就業・社会活動への参加意向

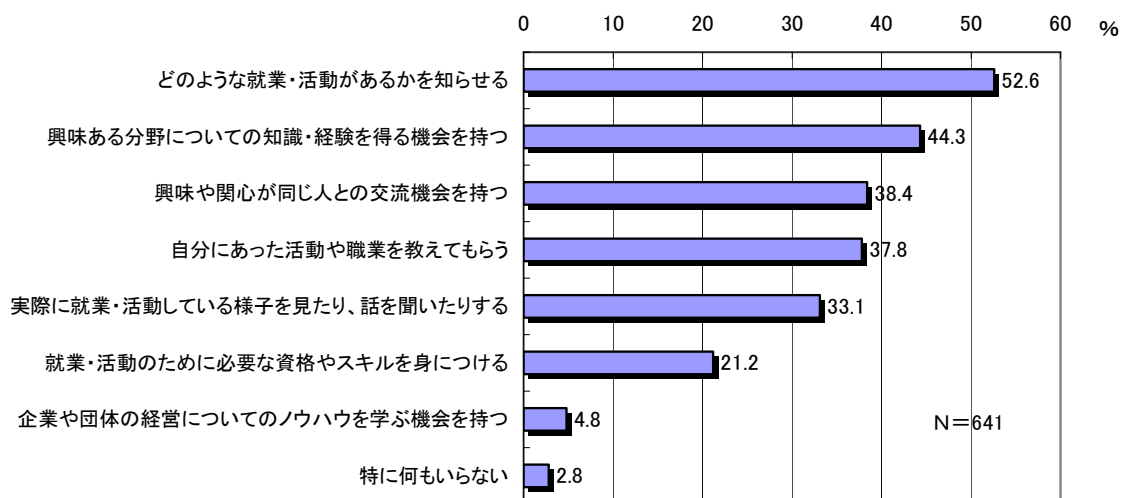


(資料) (財) 東京市町村自治調査会「多摩地域における新たな働く機会と場の創造」(平成 18 年 3 月)

#### (5) より効果的に開始するための施策

退職後の就業・社会活動参加をより効果的に開始するために求める施策としては、「どのような就業・活動があるか知らせる」が52.6%と最も多く、次に「興味ある分野についての知識・経験を得る機会を持つ」が44.3%、「興味や関心が同じ人との交流機会を持つ」が38.4%と続く。情報提供と仲間づくりが求められている。行政においても、団塊世代を対象とした地域デビュー講座や研修、体験学習などが行われているが、自分で考え、自分で動き出せるような、一歩踏み出すための情報提供やきっかけづくりが求められている(図表 2-24)。

図表 2-24 就業・社会活動をより効果的に開始するために求める施策 (複数回答)



(資料) (財) 東京市町村自治調査会「多摩地域における新たな働く機会と場の創造」(平成 18 年 3 月)



#### 4. 地縁型組織活動の課題

地縁型組織活動が地域力として活性化する上での課題として、以下の点を挙げるができる。

- **担い手の高齢化、人材不足**

多摩地域は、全体として、人口も世帯数も増えている地域が多い。しかし、これまでずっと地域で自治会・町会や民生児童委員の活動を支えてきた人たちは高齢化し、従来のような活動を維持することが難しくなっている。新しく地域に入ってきた人との世代交代をどのように行うか、検討する必要がある。

- **地縁型組織の地域における役割認識の変化**

自治会・町会のような地縁型組織そのものの必要性や役割に対する認識が不足している。地域での情報伝達のあり方、災害や事件がおきた時のネットワークのつくり方、自治会・町会間や自治体との連携の仕組み、さらにはNPOなどとの連携も含めて、地縁型組織のあり方を見直す必要がある。

- **個別課題に関わる際の個人情報に対する壁**

多摩地域においては新たな市民も増えている中で、地域住民のニーズも多様化し、また個別化している。個人情報を過度に意識することがかえってコミュニティを衰退させる要因にもなる。このような状況の中で、個人情報をどのように扱い、保管するか、各地域での対応方法を検討する必要がある。

- **団塊世代を地域の新たな担い手とする魅力あるきっかけづくり**

団塊世代は現在も仕事を抱えながら、定年後の生活を描きながら生活している。地域に対する関心や仲間との交流、趣味や知的好奇心を満たす場に対するニーズは高い。一方、自治会・町会の担い手不足や高齢化、若い層の地域に対する関心の低さ等、地域が抱える課題を、新たな視点や知識、経験で解決し、また新たな地域づくりを提案していく地域の人材として、団塊の世代への期待は大きい。今後、団塊の世代が求めているニーズを的確に捉えた情報や一步踏み出せるきっかけづくりが地域力の向上に向けて求められる。

### 第3章 地域活性化施策の紹介

ここでは、地域活性化施策や取り組みの紹介をするが、立川市大山自治会についてはその概要を紹介し、詳細は第5章の先進事例および資料編のヒアリング記録に記述した。

#### 1. 立川市大山自治会（大山団地）

24棟の集合住宅からなり、1,200世帯、3,000人の自治会。役員は30～50歳代。年間1世帯4,800円の自治会費で専従職員を雇用、24時間の悩み事相談にも対応し、警察や行政への橋渡しを行う。孤独死ゼロの目標を立て、一人暮らしの高齢者には緊急時の連絡先を登録している。新聞配達や東京電力など各戸を訪問する人が、住人に変化があったら通報するシステムがある。一方、ママさんサポーターが24人、ボランティア会員として登録して若い母親の子育て支援を行う。幼児虐待防止を中心に、母親の入院、出産時の一時保育、育児相談、非行少年少女の相談を行っている。

#### 2. 東京都「地域の底力再生事業助成制度」

東京都生活文化スポーツ局では、人と人のつながりを深めて、地域社会の再生を図り、多様化する課題を克服するため、地域の担い手である町内会・自治会が取り組む事業に助成を行う「地域の底力再生事業」を行っている。これまでに2回の助成金が交付されており、決定した事業は、異世代交流事業や防犯・防災事業など、多様な取り組みを行い地域の活性化促進を図る内容になっている。具体的な取り組み内容は、まだ公表されていない。

平成19年度の助成状況は、東京都全体で83件、総額4,367万円の助成金額である。そのうち市部では、25件が助成を受けている(図表3-1)。

助成を受けた事業名から内容を分類すると、「交流、地域住民間の意識高揚」が13、「安心安全」が6、「環境整備」が2、「加入促進」が3、「地域連携」が2自治会・町会、と大きく分けることができる(図表3-2)。

図表 3-1 地域の底力再生事業の助成状況

(単位：件)

区分	町内会 自治会連合会	単一自治会・町会	計
市	11	14	25
町村	0	2	2
区	27	29	56
計	38	45	83

(資料) 東京都生活文化スポーツ局都民生活部資料より作成

図表 3-2 地域の底力再生事業の事業名

市名	自治会・町会名	事業名
八王子市	八王子市町会自治会連合会	I T活用による地域連帯推進事業
	恩方地区町会・自治会連合会	小田野中央公園ふれあいのまちづくり事業
立川市	立川市自治会連合会	安心安全まちづくり
府中市	府中市自治会連合会	自治会加入促進事業
調布市	国領町自治会連合会	地域の安全安心パトロール活動
	都営くすのき団地自治会連合会	国領地区の環境保全
	調布市自治会連合会	「自治会運営ガイドブック」の作成と「自治会幹部講座」の開催と活用
町田市	森野団地自治会	森のわくわく夏祭り
	つくし野連合自治会	三世代を結ぶ笑顔の交流
	南つくし野自治会	南つくし野青空祭り
日野市	新石自治会	しんせきお楽しみ会
小金井市	富士見ヶ丘自治会	安心して暮らせる町づくりのための交流会
東村山市	久米川町3丁目自治会	地域青少年の健全育成、活力づくり
	青葉21会	子供と大人の親睦会
東大和市	玉川上水自治会	自治会防災訓練15周年事業
狛江市	和泉本町1丁目町会	異世代・異文化の交流で地域の一体化
	駒井町会	地域安全安心推進ボランティア事業
東久留米市	東久留米市自治会連合会	ひがしくるめ地域の昔あそび会
	滝山分譲住宅自治会	たきやま、助けあい、支え合いのまちづくり
	松が丘自治会	環境美化と防犯防災
	浅間町自治会	浅間町自治会の花と緑のふれあいの地域づくりと餅つき大会
武蔵村山市	武蔵村山市残堀自治会	残堀ふるさとねぶた「次右衛門の製作」
	武蔵村山市自治会連合会	岸自治会デダラまつり実行委員会
多摩市	東寺方自治会	子どもの見守りを核に地域の連携を強化する
羽村市	羽村市町内会自治会	町内会加入促進事業

(資料) 東京都生活文化スポーツ局資料より作成

### 3. 頑張る地方応援プログラム

総務省では、「地方の活力なくして国の活力なし」の観点から、「魅力ある地方」の創出に向けて、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方自治体に対し、地方交付税等の支援措置を新たに講ずる「頑張る地方応援プログラム」を行っている。プロジェクトの例としては、地域経営改革、地場産品発掘、少子化対策、企業立地促進、定住促進、観光振興・交流、まちなか再生、若者自立支援、安心・安全なまちづくり、環境保全などが挙げられている。第一次募集の結果、東京都の市部では41のプロジェクトが選定された(図表3-3)。

図表 3-3 頑張る地方応援プログラム一覧 (単位:千円)

市名	事業名	期間	平成19年度事業費 (全体の事業費)
八王子市	安全で快適に暮らせる心やすらぐまちづくりプロジェクト	H19～H21	73,795(240,392)
	国史跡八王子城跡を活用したまちづくりプロジェクト	H19～H24	40,740(69,710)
立川市	市民交流大学構想	H19～H21	38,003(-)
武蔵野市	生活安全対策事業(安全パトロール隊による防犯システムの運用)	H19～H21	98,074(294,222)
三鷹市	行政サービスの質の確保と効率的な運営	H19～H21	458,387(-)
青梅市	市税等収納率向上プロジェクト	H19～H21	7,186(21,558)
	生き生き子育て応援プロジェクト	H19～H21	316,616(949,848)
	ごみ分別・減量化プロジェクト	H19～H21	130,995(392,985)
昭島市	マッテマステーション(学童クラブ待機児童居場所づくり)	H19～H21	14,408(40,408)
	学力向上・健全育成プロジェクト	H19～H21	30,638(90,638)
調布市	調布っすこやかプラン推進プロジェクト	H19～H21	165,061(589,177)
町田市	町田市公共交通不便地区解消プロジェクト	H19～H21	61,600(184,800)
小金井市	ごみ減量大作戦!～循環型都市こがねいの形成～	H19～H21	75,085(75,085)
小平市	小平子育て応援プロジェクト	H19～H21	59,276(177,852)
	小平市地球温暖化防止対策プロジェクト	H19～H20	3,380(6,760)
日野市	日野市ICT活用教育推進プロジェクト	H19～H21	242,797(242,797)
	ひのっ子そだちあいプロジェクト	H19～H21	89,572(89,572)
	日野市三大まつりによる まちおこしプロジェクト	H19～H21	11,178(11,178)
	日野市食育推進プロジェクト	H19～H21	14,054(14,054)
	日野市安全・安心まちづくりプロジェクト	H19～H21	52,122(52,122)
日野市地球温暖化防止対策プロジェクト	H19～H21	13,640(13,640)	
東村山市	東村山市電子自治体推進プロジェクト	H19～H21	67,709(229,020)
	東村山市子育てレインボープロジェクト	H19～H21	54,987(153,622)
国分寺市	国分寺市公共交通不便地区解消プロジェクト	H19～H21	30,829(60,487)
	防災用備蓄品整備プロジェクト	H19～H23	10,517(78,807)
福生市	廃棄物減量・資源化プロジェクト	H19～H21	144,900(434,700)
	市民主体のイベント運営による観光振興プロジェクト	H19～H21	33,720(101,160)
狛江市	狛江市公共施設再編プロジェクト	H19～H20	10,017(30,251)
	特色ある学校教育プロジェクト	H19～H21	61,323(183,969)
東大和市	東大和市安全安心なまちづくり推進プロジェクト	H19～H21	32,478(274,391)
清瀬市	確かな力をもった未来の清瀬人の育成 学び応援プロジェクト	H19～H22	34,188(136,752)
東久留米市	「自立都市」東久留米推進プロジェクト	H19～H21	6,470(19,410)
	ごみ減量・資源化プロジェクト	H19～H23	44,628(223,140)
武蔵村山市	子ども健全育成プロジェクト	H19～H21	17,295(51,885)
	安心して子育てできるまちづくりプロジェクト	H19～H21	29,144(87,432)
	災害につよいまちづくりプロジェクト	H19～H21	19,271(44,447)
多摩市	多摩市子育て・子育て支援プロジェクト	H19～H21	3,559,444(-)
稲城市	電子自治体推進プロジェクト	H19～H22	120,100(700,760)
	安心・安全まちづくりプロジェクト	H19～H21	53,810(184,980)
羽村市	賑わい・ふれあい!動物公園プロジェクト	H19～H21	139,507(405,500)
西東京市	地域経営戦略プラン推進事業	H19～H21	43,341(148,829)

(資料) 総務省ホームページより作成

#### 4. 市町村の活性化新規施策事例

(財) 地域活性化センターで毎年まとめている市町村の活性化施策の中から、①様々な活動主体が連携して行っている、②地域の課題解決に繋がっている、③地域全体に新たな動きが見えている、の3つの視点から、地域力の向上のヒントになる事例を概観する。

##### ● 宮城県仙台市「シニア世代の地域社会活性化貢献活動推進」(平成19年度開始)

背景：シニア層向けの事業は組織の縦割りで実施することが多く、組織横断的にシニア世代として特化して施策を推進するには、既存のシニア層向けの施策との棲み分けを図る等の調整が必要であった。そこで対象者を50歳代後半の現役世代とした。さらに、連携を図って取り組むために、シニア活動支援センターを中心に、必要な情報を得た。

目的：団塊の世代が定年退職を迎えるのを機会に、シニア世代の能力や経験、意欲をコミュニティビジネスや地域活動、市民活動を通じて地域づくりに活かす。

内容：50代後半の現役時代からの動機付けを行う。また相談、情報提供、交流会等への参加を促進する。国、県、市などの関係機関との連携やシニア活動団体との連携も深める。

効果：シニア世代に対する多様な事業を創出することができる。また、地域活動を通じて地域課題解決を円滑に進めることができるようになることが期待できる。

##### ● 埼玉県川越市「地域自主防犯ステーションの整備事業」(平成18年度開始)

背景：交番が廃止され地域住民の理解を得ることに不安があった。そこで川越警察署とともに当該周辺地域を「強化地域」とし、行政・警察・地域のパートナーシップを確立した上で有機的な連携を目指した。可能な限り住民の意思を尊重しながら、旧交番施設の再活用を含めた、ハードとソフト両面からの総合的な防犯のまちづくりを展開した。

目的：旧交番施設等を利用し、自治会を中心とした地域主導型の管理運営による「地域自主防犯ステーション」を整備する。

内容：地域住民が運営協議会を設立して管理を行う。また防犯パトロール支援車の駐留警戒所として、また警官立寄所としての機能を有するため、定期的に市の職員と住民との情報交換もできる。

効果：「自分たちの地域は自分たちで守る」をテーマとした地域主導型による防犯活動の推進が図られ、より一層犯罪をおこさせない地域環境づくりの展開が期待される。運営管理については、市要綱および協定書に基づき、自治会を中心としたボランティアが行うため、行政協働におけるモデル的事業となっている。

##### ● 大分県日出町「ICT技術を活用した地域通貨システム実証実験事業」(平成18年度開始)

背景：日出町は、住民、地域団体、NPO法人、企業などと行政が協働して、子どもが、親が、地域が育つ子育て応援の町を目指してきた。そのツールとして地域通貨を導入した。

目的：住民主体のまちづくりの推進や地域コミュニティの再構築、住民サービス拡充を促進する。

内容：平成 18 年 7 月に内閣府から認定を受けた地域再生計画に基づく取り組みである。地域通貨モデルシステムとは I C T 技術を用いたシステムで、参加者はボランティア活動等で得た地域通貨のポイントを、自分の I C カード内に貯めることができる。参加者同士でのポイントのやりとりをすることもできる。公共施設、協力企業やレジャー施設、店舗での商品の割引として使える。

効果：行政施策にこれまでにない付加価値がついた。また地域通貨で受講できるパソコン教室の開催などにより、講師を担当した子育て中の母親と受講生の高齢者との間に新たな交流が始まっている。ただし地域通貨に対する理解がまだ得られていないので、広報活動に力を入れていく。

### 埼玉県坂戸市「健康づくり地域寺子屋事業」

背景：高齢化による個の力の低下、核家族化や都市化等の影響から地域力が弱体化していた。自助、共助、公助のバランスも崩れつつあった。

目的：自助、共助、公助のバランスを有効に機能させる。自治会単位に健康づくり寺子屋（健康づくりの学びと実践の館）を開設し、地域コミュニティの再生を図りながら、健康なまちづくりを推進する。

内容：自治会を単位に、地域の集会所や自治会館を拠点とした健康づくりの学びと実践の環境を整備する。実施主体は地域の自治会で、市や市内 3 大学が支援を行う。実施手順は、寺子屋事業を実施するか否かを自治会で話し合い、健康目標を決め、申請書類を市に提出する。市から承認を受けると、大学等から支援を受け、自治会は健康目標達成のためのプログラムを作成し事業を実施する。

効果：人と人とのつながりの中から、心や身体の健康増進を進めることで地域コミュニティの再生が図られる。

### ● 神奈川県茅ヶ崎市「災害時等要援護者支援制度」（平成 18 年度実施）

背景：茅ヶ崎市ではここ数年台風や洪水などの災害が引き続いて起こっており、支援を必要とする人への制度の確立が急務であった。

目的：災害時の一人暮らし高齢者や重度の障害者等、日常生活上で支援を必要とする人に対し、地域の中で支援を受けられる制度を確立する。

内容：対象となる 65 歳以上の一人暮らし高齢者、重度の障害者に制度への登録を促し、近隣住民等地域支援者をみつけるとともに、台帳に記入することに同意を得られた申請者の登録を行い、申請者本人とその支援者、自治会、民生委員等に写しを配付する。

効果：制度ができたことをきっかけに防災意識が高まるとともに、支援体制づくりに取り組む地域もでてきた。また防災対策課でも災害弱者の救済が重要視されるようになった。避難所では要援護者が一般市民とともに過ごしにくいことから、福祉的避難所の検討や緊急受け入れ施設との協定が締結され、関係部署が一体となり

事業を進める体制ができつつある。

● 愛知県高浜市「地域内分権推進事業」（平成 17 年度実施）

背景：高浜市では、「財政力の強化」、「住民力の強化」、「職員力の強化」をキーワードに「持続可能な自立した基礎自治体」を目指してきた。

目的：「住民力の強化」を具体化するために、地域内分権の推進に取り組む。5つの小学校区ごとにコミュニティ組織（まちづくり協議会）を立ち上げ、地域でしか解決できないことや、地域で取り組んだ方がより良いサービスにつながるものは地域で行い、そのために必要な権限と財源を地域に渡し、魅力的で実効性のあるまちづくりを行う。

内容：すでに2つの校区で始まっている。地域住民の誰もが安心して暮らせるまちであると同時に、子ども、障害者、高齢者等すべての地域住民がともに支え合い、ふれあいのあるまち、「地域共生」を目指して、障害者の自立、介護予防、子どもの健全育成、地域の防犯・防災、公共施設の管理等を行っている。もう1つの協議会では伝統文化の発展、子どもの健全育成、高齢者の生きがい、防犯・防災、環境保全等に取り組んでいる。

効果：防犯パトロールの実施による街頭犯罪の減少、障害者雇用シンポジウム等による障害者の自立・就労支援、市民に親しまれる公園づくり等、目に見える形で地域に変化が現れている。

● 福岡県大牟田市「いきいきコミュニティ形成事業」（平成 18 年度実施）

背景：人口減少、高齢化の進展に伴い、既存の自治組織が弱体化しており、市民主体の効果的な課題解決のために、新しいコミュニティの形成が求められていた。

目的：そのためにまちづくりの感動を共有しながら、地域の人材発掘・育成、ネットワークの強化や実践的な取り組みを行う。

内容：校区役員と理事会の合同による検討会や地域住民によるコミュニティづくりのワークショップを開催し、校区の地域づくりの推進体制を強化する。例えば、「地域コミュニティの知恵袋」作成、災害のための助けあいワークショップ等。自治会や民生児童委員の役員とのネットワークも強化した。さらに様々な主体との交流も行った。

効果：住民間に支え合う意識が芽生え始めている。地域を担う人の発掘により、将来的な活動基盤が形成されている。また、まちづくりに関わる人達のネットワーク化が進み、地域の一体性の確保が推進されている。

● 福岡県上毛町「地区別コミュニティ計画策定事業」（平成 19 年度）

背景：平成 17 年に2村が合併して誕生した上毛町では、新たな地域の個性・地域像を示す基本的な指針として総合計画を策定した。特に少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来、各住民の価値観、環境意識の高まり等、今までとは異なる行政サービスが求められていた。

目的：町民一人ひとりが暮らしやすいまちづくりを進めるためには、従来型の「行政は何でもやってくれる」という考えでは限界がある。住民一人ひとりが「自分たちでできること」「行政サービスがすること」「住民と行政が協働して取り組むこと」を仕分けし、まちづくりに主体的に取り組む意識をもち、参加できる体制の整備を行う。

内容：「住民自治」の意識のもと、まちづくり体系の中で身近な住民参加の機会をつくるために、総合計画の地域レベルの補完的計画である地区別「コミュニティ計画」の作成を行う。

効果：地区別「コミュニティ計画」を住民参加の過程を踏まえて作成したことで、住民意識の発展・拡充につながっている。また作成に参加した住民が、コミュニティリーダーになることが期待できる。



## 第4章 地域力の向上に向けた新たな取組み

### 1. 行政と企業、NPOなどの多様な連携の実態

日本では急速な少子高齢化の進展と今後の人口減少により、国や地方の財政状況は逼迫し、財政のスリム化は一層重要になる。また、本格的な地方分権の流れの中で、地方自治体は行財政の効率化のために、「民間でできることは、民間に委ねる」との方針のもと、民間委託（アウトソーシング）やPFI、独立行政法人化が進められている。これは公共サービスの提供主体を市場競争にさらすことにより、行政コストの削減のみならず、サービス水準の向上や新たな民間サービス産業の振興・雇用の創出を行い、地域の活性化に寄与するものである。

これまで社会に財やサービスを主に提供してきたのは、政府・自治体という公共部門「官」と企業という民間営利部門「民」だった。しかし、社会の成熟化に伴い多様な国民ニーズに対応するためには、従来の公共部門や民間営利部門のサービス提供だけでは立ち行かなくなっている。

このような状況から、社会的な課題を行政だけで解決して行くことはますます困難になり、NPOなどの民間非営利部門が、税金で賄うには非効率なサービスを担って社会コストを低減し、行政と企業、NPOなどの多様な「公共」の担い手が相互に連携を図りながら、課題を解決するための主体的な取組みが必要となっている。

#### (1) PFI (Private Finance Initiative) 事業

これまで公共セクターが直営で行ってきた公共サービスの民間開放が、世界的な潮流となっている。PFI事業は公共施設等のインフラ整備を公共部門と民間部門が連携して効率的に行おうとするものである。

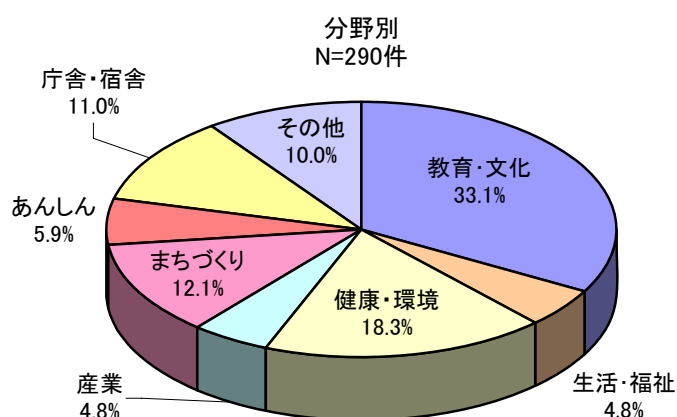
PFI事業は、民間の資金、経営ノウハウ、技術力等を活用して低廉で良質の公共サービスを提供するという目的で始まったが、それは財政構造改革のひとつの手段として、民間資金を活用した公共施設の整備が主眼であり、PFI法の正式名称「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」からもうかがうことができる。しかし今、豊かな「公」の実現を目指して新しい社会をつくりだすためには、財政構造改革という官の改革にとどまらず、官民の協働や民の改革、地域の再生へと発展させることが重要である。

PFIの対象となる事業は、病院、学校、保育所、介護施設など市民に身近なものから、廃棄物処理施設、下水道、港湾施設など多岐にわたっている。これらPFI事業の中には地域の活性化や地域再生に大きな役割を果たすプロジェクトも少なくない。ここでは平成11年9月に施行されたPFI法に基づいてこれまでに公表された実施方針290件（平成19年10月現在）の現状を整理する。

#### ①分野別のPFI事業

分野別では教育・文化施設が96件（33.1%）と最も多く、次いで健康・環境施設の53件（18.3%）、まちづくり施設35件（12.1%）、庁舎・宿舍32件（11.0%）となっている（図表4-1）。

図表 4-1 P F I 事業の分野別の内訳

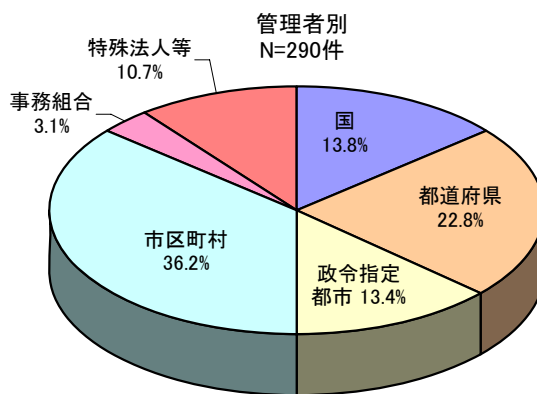


(資料) 内閣府 PFI 推進室資料 (平成 19 年 10 月現在) より作成

### ②管理者別の P F I 事業

管理主体は市区町村が 105 件 (36.2%) と最も多く、次いで都道府県 66 件 (22.8%)、国 40 件 (13.8%)、政令指定都市 39 件 (13.4%) となっている。都道府県、政令指定都市、市区町村等の地方公共団体は 219 件と全体の 4 分の 3 を占めている (図表 4-2)。

図表 4-2 P F I 事業の管理者別の内訳

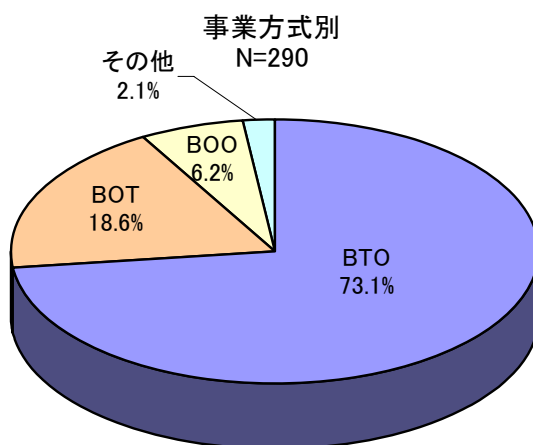


(資料) 内閣府 PFI 推進室資料 (平成 19 年 10 月現在) より作成

### ③方式別の P F I 事業

事業方式別では、P F I 事業者が自ら資金調達を行い施設を建設し、所有権を自治体に移管後に施設の管理・運営を行う「B T O」(Build-Transfer-Operate)方式が 212 件 (73.1%) と最も多く、次いで P F I 事業者が自ら資金調達を行い施設を建設し、一定期間の管理・運営後に、所有権を自治体に移管する「B O T」(Build-Operate-Transfer)方式が 54 件 (18.6%) となっている。ほかに件数は少ないが、P F I 事業者が自ら資金調達を行い施設を建設し、一定期間の管理・運営後に施設を解体・撤去する「B O O」(Build-Own-Operate)方式や改修・修繕・模様替え等の事例もある。分野別に事業方式をみると、B O T方式は健康・環境分野の病院や清掃工場、まちづくり分野の駐車場等に多く採用されている (図表 4-3)。

図表 4-3 P F I 事業の方式別の内訳



(資料) 内閣府 PFI 推進室資料 (平成 19 年 10 月現在) より作成

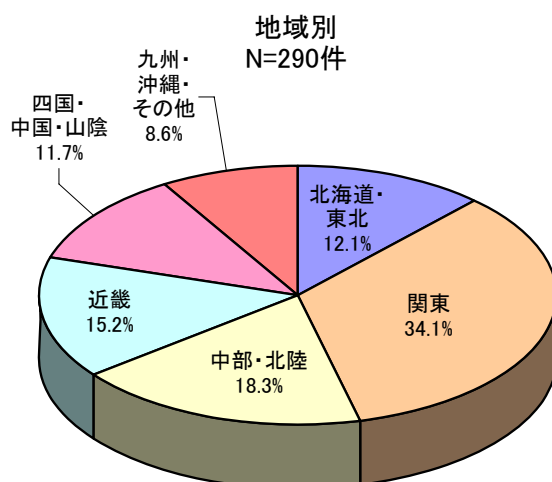
#### ④地域別の P F I 事業

都道府県別にみると東京都が最も多く 43 件 (14.8%) で、次いで千葉県 19 件、神奈川県と大阪府 18 件となっている。他に 10 件以上の都道府県は、宮城県 10 件、埼玉県 13 件、愛知県 17 件、京都府 11 件、兵庫県 12 件、広島県 11 件、福岡県 10 件となっており、大都市で多いことがわかる。東京圏の 1 都 3 県では 93 件と全体の約 3 分の 1 を占めている (図表 4-4)。

また、多摩地域の市町村では、事業実施方針が出されたのは調布市の調和小学校 (平成 12 年 11 月)、稲城市の中央図書館 (平成 15 年 7 月)、府中市の市民会館・中央図書館 (平成 16 年 9 月)、稲城市新文化センター (平成 18 年 5 月) の 4 件となっている。

なお、実施方針が公表された 290 件の事業のうち、すでに選定事業者によるサービスの提供が開始された事業は 160 件と全体の 55.2% に上っている。

図表 4-4 P F I 事業の地域別の内訳



(資料) 内閣府 PFI 推進室資料 (平成 19 年 10 月現在) より作成

## (2) 多摩地域の P F I 事業の事例

多摩地域でサービスが開始されている P F I 事業の事例としては次の 3 つがある。

### ① 調布市立調和小学校整備並びに運用及び維持管理事業の実施に関する方針

事業期間：平成 13 年 4 月～平成 29 年 3 月

事業方式：B T O 方式

事業目的：調布市立野川小学校と大町小学校を統合し、過小規模校の解消を図り、生涯学習施設として地域の拠点として地域に開かれた特色ある学校づくりを行う。学校教育の使用以外の時間帯に温水プールを個人・団体へ開放し、その運営を行う。

### ② 府中市市民会館・中央図書館複合施設整備事業

事業期間：平成 17 年 12 月～平成 34 年 9 月

事業方式：B T O 方式

事業目的：市民会館と中央図書館の複合施設を作り、人と情報が交流する場を創出する。そして地域コミュニティも従来の地縁によるものだけではなく、共通した趣味や興味、問題意識を持つ人びとのネットワークをつくる新しいコミュニティ活動を含めた推進拠点とする。

### ③ 稲城市中央図書館整備運営事業

事業期間：平成 18 年 7 月～平成 38 年 6 月

事業方式：B O T 方式

事業目的：稲城市中央図書館と体験学習館を一体的に整備し、学習と体験の相乗効果を目指し、市民の交流拡大を図る。図書館は自動書架や自動貸出機、I C タグを採用するなど高度に I T を活用し業務の効率化を図るとともに、市民サービスの向上や運営スタッフと市民のコミュニケーションの向上を図る。

## (3) 指定管理者制度

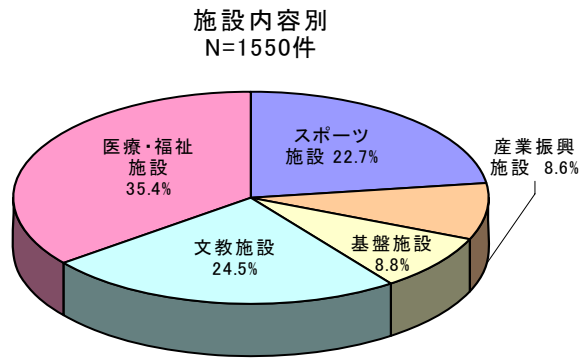
多様化する住民ニーズに対して効率的かつ効果的にサービス提供をするためには、行政直営や管理委託制度で「公の施設」管理を行うことが難しくなり、平成 15 年の地方自治法の改正により、「公の施設」の管理は自治体直営か指定管理者制度に移行した。

指定管理者制度は単に施設運営の効率化をはかるだけではなく、運営主体の持つ専門性を活かし、「公の施設」が新たな地域との交流の場として地域活性化につながっている事例も多くみられる。ここでは総務省が行った「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査」（平成 16 年 12 月）に基づき指定管理者制度の現状を整理する。

### ① 施設内容別の導入状況

施設内容別にみると、医療・福祉施設が 35.4% と最も多く、次いで文教施設 24.5%、スポーツ施設 22.7% となっている（図表 4-5）。

図表 4-5 指定管理者制度の施設内容別の内訳

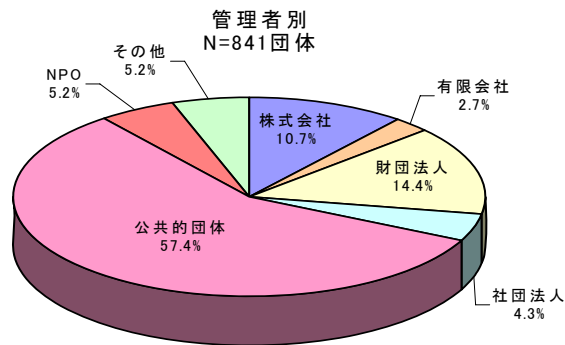


(資料) 総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査」(平成16年12月)より作成

### ②管理者別の導入状況

管理者別にみると、公共的団体が57.4%と最も多く、次いで財団法人14.4%、株式会社10.7%となっている。NPOは44団体と全体の5.2%を占めている(図表4-6)。

図表 4-6 指定管理者制度の管理者別の内訳

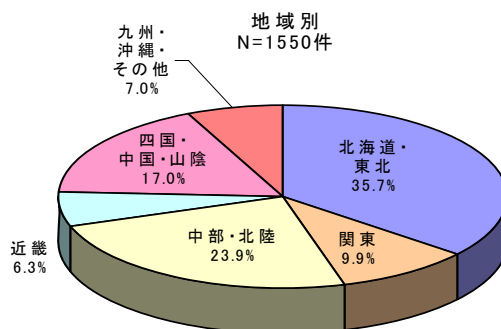


(資料) 総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査」(平成16年12月)より作成

### ③地域別の導入状況

地域別にみると、北海道・東北地方が35.7%と最も多く、次いで中部・北陸地方の23.9%となっている。関東や近畿はそれぞれ9.9%と6.3%と少ない(図表4-7)。

図表 4-7 指定管理者制度の地域別の内訳

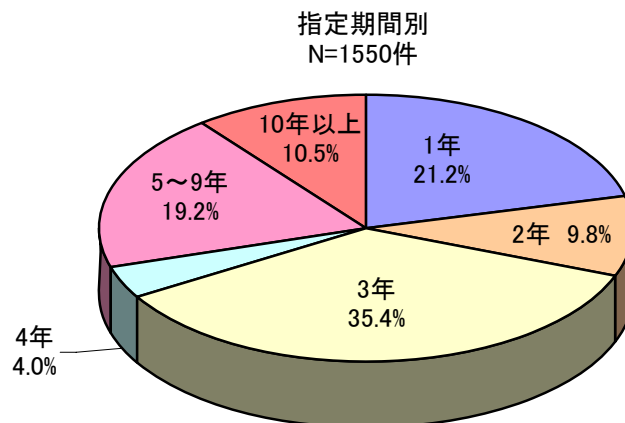


(資料) 総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査」(平成16年12月)より作成

#### ④指定期間別の導入状況

指定期間別にみると、3年が35.4%と最も多く、次いで1年が21.2%となっている。5年～9年、10年以上もそれぞれ19.2%と10.5%を占めている（図表4-8）。

図表4-8 指定管理者制度の指定期間別の内訳



（資料）総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査」（平成16年12月）より作成

#### (4) 指定管理者制度の事例

多摩地域において公共施設に指定管理者制度を導入している事例は多くあるが、ここでは地域の活性化に寄与している事例を（財）地域活性化センター「指定管理者制度導入事例集2006」から東京都周辺の事例をみってみる。

##### ①東京都荒川区「荒木田ふれあい館」

指定管理者：（株）大起エンゼルヘルプ

指定期間：平成16年10月～平成19年3月

事業内容：荒川区ではあらゆる区民が交流し、地域に対する愛着を持って活動ができるコミュニティの拠点として「ふれあい館」を設置している。「荒木田ふれあい館」では高齢者施設を運営している民間企業が土、日、休日、夜間も職員を配置し、幼児、児童、成人、高齢者、そして世代間交流事業を実施しており、同制度を導入前と比較して施設利用者は倍増している。

##### ②新座市勤労青少年ホーム

指定管理者：（社）新座市シルバー人材センター

指定期間：平成16年4月～平成19年3月

事業内容：勤労青少年ホームは勤労青少年のための講座やクラブ活動を中心にしつつも、支障のない範囲で一般市民のサークル活動などに活用している。施設は概ね60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者が会員となっているシルバー人材センターが運営し、会員の雇用の創出とともにそれぞれの経験を活かした講座を開設している。運営には勤労青少年の講座や、クラブ代表者、地域代表者で構成する「利用者の会」を作り、開設講座や管理運営方法についての要望を反映させている。

### ③横須賀市立市民活動サポートセンター

指定管理者：(特) Y M C A よこすかコミュニティサポート

指定期間：平成16年11月～平成20年10月

事業内容：市民活動団体の拠点施設として市民活動の促進、市民協働を推進するための市民活動体験プログラムの実施など様々な事業を主体的に行っている。この施設の運営自体が市とNPO法人と市民による協働によって運営されている。

## 2. NPOをめぐる現状と課題

今後、地域の活性化を図る上で、大きな役割を果たすと思われるのがNPOである。NPO法人の活動は、公共サービスの新たな担い手として欠かせないが、国民の多様なサービスニーズに応えるものとしても重要性が大きく、コミュニティの再生に果たす役割は絶大である。ここではNPO法人の現状を把握し、地域の活性化と地域力の向上に果たすNPOの役割や課題を明らかにする。

### (1) NPO法人の現状

#### ①認証数

平成19年11月末現在での認証数は都道府県が30,497団体、内閣府が2,627団体、合計で33,124団体となっている。

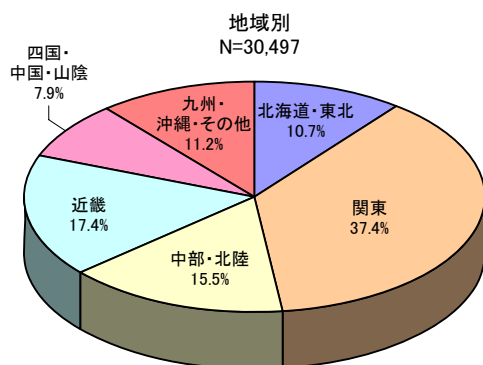
#### ②地域別の認証数

都道府県別に認証数をみると、最も多いのが東京都5,679、次いで大阪府2,394、神奈川県2,026となっている。その他に1,000団体を超えるのは北海道、埼玉県、千葉県、愛知県、兵庫県、福岡県であり、大都市圏に多いことが伺える(図表4-9)。

#### ③活動分野別の認証数

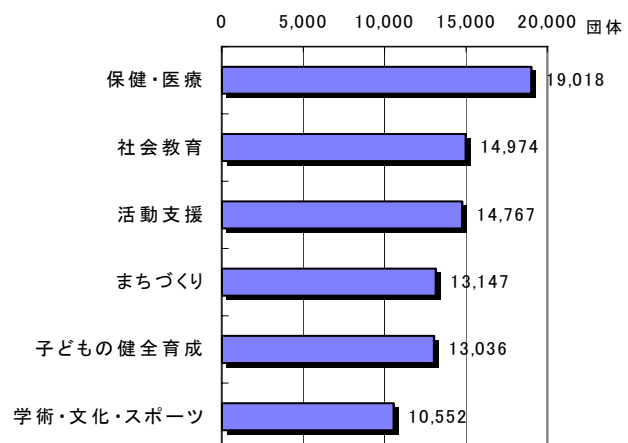
NPO法人は複数の活動分野を定款に記載している場合が多いが、活動分野別にみると保健・医療が19,018(62.4%)と最も多く、次いで社会教育が14,974(49.1%)、活動支援が14,767(48.4%)、まちづくり13,147(43.1%)、子どもの健全育成13,036(42.7%)、学術・文化・スポーツ10,552(34.6%)となっている(図表4-10)。

図表4-9 NPO法人の地域別認証数



(資料) 内閣府NPOホームページ資料  
(平成19年11月末)より作成

図表4-10 NPO法人の活動分野別認証数



(資料) 内閣府NPOホームページ資料  
(平成19年11月末)より作成

## (2) NPO法人の課題

ここでは内閣府の行った「平成18年度市民活動団体基本調査」（平成19年3月）に基づきNPO法人の課題、特に地域力の向上に向けて行政との連携・協働の視点からの課題を整理する。

### ①行政との連携・協働の実績と行政への要望

過去2年間に行政と連携・協働を行ったNPO法人は全体の75%あり、今後も連携・協働の実施を考えているNPO法人は85%に上る。行政と連携・協働するに当たり行政側への要望としては「適切な経費の負担」、「対等な関係性」を求める声が多い。

### ②行政との連携・協働のメリットと課題

行政との連携・協働のメリットは「活動の拡大」や「認知度の向上」であるが、課題としては「経済的負担が大きい」や「手続きの煩雑さ」が挙げられている。また、「行政側の理解や知識の不足」、「情報の公開性」などの問題も指摘されている。

## (3) 多摩地域のNPO法人の現状と課題

(財) 東京市町村自治調査会が行った『「住民自治」の拡充に向けて』（平成17年3月）調査報告書に基づき、多摩地域のNPO法人の現状と課題をみる。

### ①活動分野と課題

活動分野では保健・医療が64.0%、社会教育が54.2%、活動支援が53.8%、子どもの健全育成が43.2%、まちづくりが41.8%となっている。活動上の問題点は資金不足が61.7%と最も高くなっている。

### ②行政との関係

行政との関係では「深くかかわっている」が22.9%、「必要に応じてかかわっている」が58.5%と全体の約8割は行政と何らかの関係性を有している。具体的なかかわり方は40.5%が「事業を受託」し、32.7%が「助成金」を受けている。今後の行政との連携・協働は、88.8%がその意向があり、約6割がNPO法人の活動への理解を求めており、行政からの情報支援（情報収集や提供、相談対応）を望んでいる。

### ③地域との連携の現状と課題

NPOと地域関係をみると、町会や自治会などの地縁型コミュニティと「相互に協力・連携している」は31.4%で、企業や学校などと「相互に協力・連携している」の44.1%に比べて少なくなっている。また、今後地域との協働・連携については積極的に取り組む意向が、地縁型組織および企業・学校いずれに対しても6割程度となっている。地域と連携する上での課題は、地縁型コミュニティ組織とは理解を深め対等な関係を構築すること、企業・学校に対しては適切な役割分担が求められている。



### 3. 新たな資金循環の動き

国民は税金を納め、国や地方公共団体はそれをもとに様々な公共サービスを提供する。しかし、国民のニーズが多様で高度化した今日、税金の使途が国民の意思を十分に反映しているとはいえない。欧米では寄付行為が活発であるが、これは単に博愛精神の表れということではなく、寄付行為自体が国民の意思を反映するひとつの手段であり、選択納税と考えられているからである。

近年、地域経済やコミュニティの活性化が求められ、市民事業やNPO事業の拡大に伴って幾つかの新しい資金調達の方法が生まれている。その事例としては、ろうきん（労働金庫）によるNPO向け融資制度「NPO事業サポートローン」や、組合が資金を集め融資は貸金業登録をした別組織が行う「未来バンク」「女性・市民信用組合設立準備会」「北海道 NPO バンク」などがある。その他には、市民組織が融資対象事業を選定し、融資は提携金融機関が実施する「市民バンク」や、個人・団体・企業・財団等に寄附を募り、それを特定目的のために助成する「神奈川子ども未来ファンド」などがある。

#### (1) 市川市市民活動団体支援制度

ハンガリーでは平成8年に「パーセント法」という法律が成立した。納税者は所得税の1～2%を自分が選択したNPOに提供できる。今では全納税者の3分の1以上がこの制度を利用し、その総額は54億円にのぼっている。これを参考に日本でも千葉県市川市が個人の市民税の1%相当額を自分が支援したい市民活動団体に寄付できる「市民活動団体支援制度」を平成17年度より開始した。

この制度は、新たな市民社会をつくる上で大変大きな意味をもつと考えられる。期待される効果として、①行政にとっては市民の納税意識を高めることができ、市民活動の活性化が図れ、行政の対応が難しい地域の課題解決にも役立つ、②市民活動団体にとっては、事業資金が調達でき、安定的に事業が展開でき、応募することにより活動内容を広く市民や行政にPRすることができる、③市民にとっては、納税を通して自らの意思を市政に反映し、間接的にも市民活動支援が行える、などが考えられる。

市川市の「市民活動団体支援制度」は、1%の市民税が示す市民の意思であり、その結果は行政にとっても市民団体にとっても市民社会のニーズを知る試金石となる。そこから行政は新たな政策を企画・立案することもできるし、市民団体は新たな事業計画を立てることもできる。もちろん市民は全て納税者とは限らないので、市民全体の意思表示のシステムとしての課題はあるものの、わが国のように1億人以上の人口を抱える国では、今後、きめ細かく各地域の民意を汲み取るこのような制度は重要と思われる。この制度の平成19年度の現況は、届出総数5,633件、有効届出数5,136件、届出金額1,397万円となっている。

#### (2) 寄付金制度

アメリカの寄付金総額は約16兆円で、その大半を個人寄付が占める。逆に日本では個人の寄付は寄付総額の5%程度にとどまる。それはアメリカに比べると個人からの寄付金の受け皿となる非営利団体が少なく、寄付者に対する優遇税制などの寄付環境が整っていないことが大きな要因である。ここでは変わる日本の寄付環境を整理する。

### ①認定NPO法人制度

NPO法人のうち公益性の高い活動を行い市民から広くその活動を支援されているものは一定の要件を満たすと認定NPO法人に認定される。認定NPO法人になるとそこに寄付をする個人に対して優遇措置がある。現在のところ認定NPO法人は30,497のNPO法人のうちわずか73法人に限られている（アメリカでは免税団体が約60万団体もある）。このように日本では寄付者が税制優遇を受けられる認定NPO法人が非常に少ないことが、個人寄付額が少ないひとつの要因になっている。日本でも平成18年度の税制改革で認定NPO法人の認定要件の緩和や個人寄付の所得控除対象額の引き下げなどが行われ、寄付しやすい社会づくりが徐々に進んでいる。

### ②公益法人改革

現在、主務官庁・許可主義のもとで設立されている公益法人制度が改正され、法人設立は登記のみでできるようになる。その上で公益性の判断は民間有識者による委員会により行政庁が認定を行い、公益社団法人と公益財団法人を認定する。これら公益法人は収益事業にのみ法人課税され、さらに一定の要件を満たした公益法人は特定公益増進法人に位置づけられ、寄付を行った個人・法人が寄付金控除等を受けることができるようになる。

### ③ふるさと納税制度

先ごろ話題となったのがふるさと納税制度である。これは非居住地の地方公共団体に寄付すると居住地の地方公共団体に納める個人住民税の一部を税額控除するという制度である。本来、住民税は居住する地方自治体における行政サービスの対価であり、非居住地の地方公共団体に納税することは矛盾するのだが、寄付をすることによりその寄付控除を行う仕組みである。しかし、寄付をするといっても実質的には納税者が居住地以外の地方公共団体を選択して個人住民税を納付する、いわゆる選択納税制度といえる。

## (3) 資金循環のためのマッチング

ここでは内閣府「『豊かな公』を支える資金循環システムに関する実態調査」（平成19年7月）をもとに新たな資金循環のマッチングとその課題を整理する。

資金支援団体の課題としては、「資金が集まらない」や「審査ノウハウの不足」、「支援先を見つけることが難しい」などが挙げられている。また、資金の受け手の課題としては、「団体の発展段階による資金需要の変化への対応」が挙げられており、資金の出し手と受け手のマッチングが重要になっている。マッチングの成功例としては、きょうと市民活動応援融資制度や公益信託青森県ボランティア基金、大阪コミュニティ財団等がある。

### ①きょうと市民活動応援融資制度

近畿労金が京都労働福祉協議会から預託されたソーシャル・ファンド預金を担保にして、NPO法人が融資を受ける場合の信用保証をする制度である。

### ②大阪コミュニティ財団

寄付者のニーズごとに個別の基金を設定し、複数の小型財団を一括して管理・運営する財団。平成19年8月末現在で188の基金があり、累計寄付金は20億円を超え、事務局負担は大きいものの寄付者のニーズにきめ細かく応えている。

## 4. 企業の社会貢献活動の現状

### (1) 企業のCSR（社会的責任）経営と社会貢献

（社）日本経団連が出した「CSR時代の社会貢献活動」（平成19年12月）という中間報告書によると、「社会貢献とは、自発的に社会の課題に取り組み、直接の対価を求めることなく、資源や専門能力を投入し、その解決に貢献すること」と捉えている。そして社会貢献の位置づけはCSRの一環として推進される傾向が強まったとしている。

今日、企業は法令順守（コンプライアンス）はもちろんのこと、様々なステークホルダーに対して社会的責任が求められている。アメリカでは地域再投資法があり、金融機関は地域から集めた預金量の一定割合をその地域に再投資しなくてはならないという義務がある。日本でも「地域」に対して貢献することが企業のCSR経営として重要になっており、上記報告書でも「地域社会への貢献」を4分の3の企業がCSR活動として認識している。

また、社会の課題として、企業の社会貢献のパートナーであるNPO等の市民セクターの基盤強化を意識している。このような「良き企業市民」として企業の地域貢献は、地域力の向上に大きな役割を果たすと考えられる。

### (2) 企業の地域貢献活動

ここでは（社）日本経団連が会員企業1,405社に行った「2006年度社会貢献活動実績調査」（平成19年12月）から企業の地域貢献の現状をみる。なお、回答企業数は435社である。

#### ① 社会貢献活動支出額

平成18年度の社会貢献活動支出額は、1,786億円、1社当たり4.5億円となっており、平成17年度から28.2%増加している。支出分野は「学術・研究」が最も多く20.3%、次いで「教育・社会教育」15.8%、「文化・芸術」13.2%、「環境」9.3%、「地域社会活動」8.5%となっている。

#### ② 寄付金額

平成18年度の寄付金額は1,353億円、1社当たり3.5億円となっており、平成17年度から37.2%増加している。寄付先別にみると、件数としてはNPO（法人格の有無にかかわらず）が全体の4割を占め、金額ベースでは約2割を占めている。

#### ③ 現物寄付、施設開放、従業員派遣

平成18年度に現金以外の寄付を行った企業の比率は、現物寄付が34.6%、施設開放が31.8%、従業員派遣が33.9%となっている。これら現金以外の寄付を金額換算すると、現物寄付が26億円、施設開放が32億円、従業員派遣が72億円、その他65億円など、全体で195億円になり、現金による寄付金額の14.5%になる。

#### ④ 社会貢献活動推進のための体制と課題

平成18年度に導入された社会貢献活動を推進するための制度は158件あり、すでに435社が独立した専門部署を設置している。また、社員のボランティア・社会貢献活動を支援するために、ボランティア休暇・休職制度、ボランティア活動者登録・表彰・研修制度、退職者ボランティア支援制度、マッチングギフト資金支援制度などを設けている。

### (3) 企業の地域貢献活動事例

#### ①株式会社モスフードサービス

モスフードでは小学校の総合的学習の時間を使って4、5年生を対象に「食べ物を選択する能力」「自分で料理をする能力」「元気な体がわかる能力」「食べ物の育ちがわかる能力」「味がわかる能力」を教える食育活動を年間50回以上行っている。また、ほとんど全店舗にあたる1,380店舗が「子ども110番」に登録し、地元の子どもたちが「何か困ったことがあればすぐに飛び込むことができる場所」として、地域の安全・安心の拠点作りに貢献している。

#### ②横河電機株式会社

横河電機では平成17年に創業90周年を迎え、その記念事業を検討する中で、長く武蔵野市に立地していることから、地元根付いた地域貢献的な事業をしたいと考えた。そこで自社のグラウンドを芝生化し、地域の子ども達に開放した。

一方、地域社会への貢献として保育所建設も検討したが、事業所内保育所では従業員しか恩恵をこうむれないので、地域貢献とはならない。そこで自社の所有地を提供し、そこに保育のプロによる保育所を開設することを考えた。

敷地の選定に当たっては、より子育てに適した環境を選定するために武蔵野市に何度も相談し、事業所の駐車場の角地に園庭のある認証保育所をつくることになった。この認証保育所は園庭があり、とても良好な子どもの成育環境を提供している。なお、事業はポピンズコーポレーションに委託し、平成18年9月に開所した。

#### ③イオン株式会社

イオンは地域のボランティア団体などを支援する「幸せの黄色いレシート」キャンペーンを行っている。これは毎月、特定日にスーパーマーケットでお客が受け取る黄色いレシート（通常は白色）を、自らが応援したい団体のボックスに入れると、投函レシートの合計金額の1%相当分を当該団体が希望する商品に換えて地元店舗が寄贈するものである。

このキャンペーンでは、応募団体が一定の基準を満たすと地元店舗に透明の投函箱が設置される。申請は店舗ごとに受け付けるために、選ばれる団体の活動内容などは地域のニーズや課題を反映することになる。登録団体の活動分野は、福祉、環境、街づくり、文化、子どもの健康・安全など多岐にわたる。一方、黄色いレシートを投函するお客は、自分の意思で支援団体を選ぶことができ、その投票行動から地域住民の意向も分かる。

平成14年に始まったこの活動は、企業が媒体となって、市民団体による住民支援と住民による市民団体支援という互酬の関係を生み出している。そして全国一律の支援ではなく、地域ごとに地域性を反映したその地域固有の互助・共助の仕組みを作り出す。「良き企業市民」としての企業の地域貢献は、地域に互助・共助の仕組みをビルトインした社会づくりを促進し、これからの「地域力」の向上に大きく寄与すると思われる。

## 第5章 地域力の向上に向けた先進事例

### 1. ヒアリング調査の概要

第2章から第4章を踏まえ、地域力の向上に向けた先進事例を対象に10件のヒアリング調査を行った。対象は主な地域力の担い手と考えられる自治会・町会およびNPO・市民活動団体、民間企業を選定した。また、地域力の向上に寄与する制度として、PFI事業および指定管理者制度をとりあげ、地域力を育成・支援する側の立場として3つの市にヒアリングを行った。

主なヒアリング項目は、①団体あるいは事業の設立の経緯、②地域特性および地域課題、③具体的な活動内容や事業内容、④今後の取組みや課題、⑤地域力とは何か、等である。

図表 5-1 ヒアリング対象リスト

活動主体		ヒアリング先	活動内容
地方自治体		立川市産業文化部市民活動課	地域の底力再生事業、自治会支援
		稲城市総務部情報管理課	稲城市中央図書館（PFI事業）
		市川市企画部市民協働推進担当	市民活動団体支援制度
民間 非 営 利 団 体	自治会・町会	立川市大山自治会	地域の安全・安心、子育て支援
		町田市玉川学園町内会	町会とNPOとの連携（平成19年度総務大臣表彰）
	NPO（法人）	NPO法人YMCAよこすか コミュニティサポート	「横須賀市立市民活動サポートセンター」指定管理者として市民活動支援
		NPO法人シニアSOHO 普及サロン・三鷹	退職者、シニアの活用
その他	女性・市民信用組合設立準備会	コミュニティビジネスや市民活動支援	
民間企業		(株) 大起エンゼルヘルプ	東京都荒川区「荒木田ふれあい館」指定管理者
		イオン（株）ジャスコ南砂店	イオン株式会社のCSR地域貢献活動

## 2. ヒアリング結果の概要

### ● 立川市産業文化部市民活動課

立川市の自治会加入率は低下しているが、相変わらず半数の世帯が加入していることは、自治会が地域の重要な担い手であることを意味する。したがって、行政も自治会加入の促進を進めている。自治会はキーパーソンの高齢化が進み、世代交代を進めることが重要課題である。また、NPO等の他の団体との連携も重要であり、行政はそのコーディネート機能を果たすことが求められている。地域力は地域の問題解決能力にとどまらず、現在の生活を豊かにするための力と捉えるべきだろう。

### ● 稲城市総務部情報管理課

PFI事業はそのプロセスを通じて、行政と市民のコミュニケーションを豊かにする働きがある。行政も庁内横断的な体制をとり、あらゆる情報開示を行い、市民も意見を寄せる。そのような過程を経て、公共施設のサービス水準が向上し、住民の多様なニーズに応じていくことができる。行政の負担は大きいですが、その成果も大きいと思われる。確かにPFI図書館には、従来の公共図書館とは違う新たな雰囲気を感じる。

### ● 市川市企画部市民協働推進担当

市川市の市民活動団体支援制度は、市民意識の高揚と市民活動の支援に貢献し、市民活動の透明性や市民からの理解を深めることにも役立っている。地域力は本来住民の市民意識に基づくものであり、地域力を向上させるためには、まず市民意識を醸成することが基本になる。税の使途を住民が選択できることや税の使途を可視化することが不可欠である。東京へ通勤・通学する、いわゆる『市川都民』を市川市民へと意識変革することが、地域力を高めることになるだろう。

### ● 立川市大山自治会

自治会はテーマ型のNPOとは異なり、子育てから防犯・防災、高齢者の見守り、施設管理など暮らし全般の課題に対応できる。大山団地のように加入率100%の自治会のもつ問題解決能力の可能性は高い。その背景には、自治会運営を支える仕組みである役員体制や集金体制、事務局体制がしっかり整っていることがある。駐車場管理など高齢者雇用の場をつくるなど、コミュニティビジネスの手法も取り入れながらの地域課題の解決は、今後の新たな市民社会のあり方を示唆している。

### ● 町田市玉川学園町内会

長い歴史を持つまちづくり町内会であり、これまでも地域の課題を積極的に解決してきた実績がある。近年のコミュニティバスの運行は、行政と企業と協働するという新たなまちづくり形態を示している。しかし、ここでも高齢化の影響で戸建て住宅がマンションになり、転入する新住民と新たな地域コミュニティを形成するという課題に直面しているが、テーマ型のNPOとの連携もうまくいっており、世代間交流により克服することも視野に入っている。

- **NPO法人YMCAよこすかコミュニティサポート**

NPO法人の課題のひとつは活動拠点の確保である。NPO法人YMCAよこすかコミュニティサポートは、指定管理者になることによりその活動拠点を確保し、NPO同士の交流や市民に向けた情報発信を行うことができるようになった。また、指定管理者制度によりさまざまな市民向けイベントを企画・実施することができ、多世代にわたる市民の交流は、地域に顔の見える関係を築き、地域力を向上させることに寄与している。特に、団塊世代の地域定着にも注力している。

- **NPO法人シニアSOHO普及サロン・三鷹**

NPO法人シニアSOHO三鷹はITを活用したシニア層の能力を活かす場作りを行っているが、学校のITを支援したことから学校や地域社会との信頼関係が深まり、地域という実際の場合での活動も活発化している。今後、団塊の世代がリタイアし、地域に帰ってきたときに地域に居場所を見つけるための人的ネットワークや情報はますます重要になる。特にシニア層はITの世界のみならず、現実の地域社会での社会的役割を持つこと望んでおり、それに答えることが地域力の向上には欠かせない。

- **女性・市民信用組合設立準備会**

地域の課題を地域住民が中心となって解決するのが市民事業である。しかし、市民事業に融資する金融機関はほとんどなく、融資も市民自らが行う市民金融が必要である。全国に9つのNPOバンクなどの市民金融組織があるが、これら組織では融資という活動を通じて地域の信頼関係を育んでいる側面がある。すなわち担保もない中で、資金を提供することは究極の信頼関係であり、それはまさに地域力の基となるソーシャルキャピタルでもある。

- **(株)大起エンゼルヘルプ**

ふれあい館は地域のあらゆる世代の交流拠点を目指しているが、世代別の活動は活発になっても、世代間交流はなかなか難しい。指定管理者制度を使った施設なので、運営者のノウハウを活かすことができるが、世代間交流のノウハウはあまりないのが現状である。この地区では古くから定住している世帯も多く、自治会もしっかりしている。自治会との連携も重要で、徐々に交流が深まれば、自治会に加入する世帯の家族から世代間の交流が始まることもあり、それがやがて地域の安全・安心を支えることになっていくだろう。

- **イオン（株）ジャスコ南砂店**

イオン「幸せの黄色いレシートキャンペーン」は、地域の市民活動団体を支援し、地域住民の地元意識を育て、企業にとっても地域ニーズを把握し、地域貢献できる仕組みである。市民団体は、イオンデーに自らの活動を紹介し、住民の理解を得ることや、贈呈式で団体同士の交流が深まるなどの利点もある。今後、企業はCSR経営としてますます地域貢献が求められるが、このような本業を活かした活動が、継続性の観点からも重要であろう。企業も良き企業市民として地域の力となることが求められる。

## 第6章 調査からみえてきた地域力

本章では、これまで述べてきた調査結果からみえてきた「地域力」を、3つの視点により整理する。

### 1. 地域力とは

本調査では、第1章で記述したように「地域力」を多様な「公共」の担い手が地域の問題・課題を主体的に解決し、地域住民の暮らしをより良くする力と定義した。しかし、住民のニーズが高度で多様になった今日では、地域の課題が何であり、その所在がどこにあるのかということを正確に把握すること自体が困難になっている。したがって、「地域力」もまずは地域の問題・課題を発見する力が不可欠である。

さらに、現在、具体的な問題・課題として認識されていなくても、われわれの暮らしをより豊かで安心できるものにするのも地域力である。地域力とは地域の暮らしの安全ネットであり、それは多層構造になっていることが重要である。したがって地域力もさまざまな主体が地域にかかわり、お互いにつながり合っていく市民の総合力である。

### 2. 地域力を担う人・団体

地域力を担う主体はさまざまである。従来は、自治会・町会などのいわゆる地縁型組織が大きな役割を担ってきた。しかし、少子高齢化の進展など人口・世帯構造が大きく変わり、地域コミュニティのあり方も変化している。それに伴い地域の課題やその解決方法も多様になり、まさに地域力を担う主体も多様化する必要がある。

平成10年にNPO法ができ、新たな地域力の担い手としてNPO等の市民団体の活動が期待されている。また、企業も社会的責任を果たす上で、「良き企業市民」として地域力を担う主体として期待できる。これまで地域力の担い手として、地縁組織の実態やNPO法人、市民団体、企業等の地域力の向上に向けた取り組みを紹介してきたが、これらのさまざまな主体の核である市民のまちづくりへの情熱がつながり合っこそ、地域力の向上へとつながると考えられる。

### 3. 地域力の向上に向けた行政の役割

これまで地域の住民サービスを提供し、地域の課題を解決してきたのは行政である。そういう点では、行政はまさに地域力を担う最も中心的な主体であった。しかし、住民サービスの高度化や多様化、個別化には一律の行政サービスで応えることは困難になっている。また、少子高齢化が進展する中で、あらゆる住民サービスを行政に依存することは、多大な社会コストが発生し、非効率でもある。そこで、当然、地域力を担う中で行政が果たす役割も大きく変わることになるだろう。

行政の役割は、まず第一に前述のさまざまな地域力の担い手を育てること、第二にそれらが活動するための環境を整備し、支援を促進することである。そのためには、行政は多くの情報収集を行い、その整理・支援を図ることが重要である。また、行政機関が有する人的・物的資源は何か、有形・無形の資源は何かを見直し、持てる資源を最大限活用することが求められる。今後の行政に求められる重要な仕事は、さまざまな地域力を担う主体の能力を引



き出すためのマネジメントといえるかもしれない。行政は直接的な地域力の担い手であるとともに、地域力をコーディネートする主体でもあり、そしてその活動を活性化する触媒的な役割が期待される。それが「スリムな官」による「豊かな公」の社会ではないだろうか。

# 資料編

---

---

## 先進事例ヒアリング記録

1. 立川市産業文化部市民活動課	1
2. 稲城市総務部情報管理課	3
3. 市川市企画部市民協働推進担当	5
4. 立川市大山自治会	7
5. 町田市玉川学園町内会	10
6. NPO法人YMCAよこすかコミュニティサポート	12
7. NPO法人シニアSOHO普及サロン・三鷹	15
8. 女性・市民信用組合設立準備会	17
9. (株)大起エンゼルヘルプ	20
10. イオン(株)ジャスコ南砂店	22

## 1. 立川市産業文化部市民活動課（平成 20 年 1 月 21 日）

立川市の自治会・町会等の現状と課題、行政支援の状況について話をうかがった。

### (1) 市内自治会の動向

- 世帯数は増えているが、自治会への加入率は横ばい、ないしは低下傾向である。平均 52% をキープしている。市民の 5 割は加入していることを評価してもよい。
- 現時点で 176 の単位自治会があり、126 が連合会に加入している。

### (2) 立川市の取り組み

- 平成 16 年度から「立川市特色ある地域づくり活動補助金制度」を設けている。社会貢献度、発展性・波及性、独創性の観点から、応募を受け審査会を経て承認された団体が助成を受ける。助成団体は、NPO など公益的な活動を行う団体が対象である。平成 18 年度は、20 団体が助成を受けた。平成 19 年度は 11 団体が助成を受けた。平成 20 年度は平成 19 年 12 月 21 日から 1 月 28 日まで募集中で、自主的な活動が広がることを期待している。
- 平成 17 年度より「立川市まちづくり政策協働研究事業」を実施。市のこれからのまちづくりの課題や政策のあり方について、市民、学識経験者、企業、市が協働で研究している。平成 18 年度には「まちづくり政策協働研究事業調査・研究報告書」として、地域経済に関わる政策課題についての検討をとりまとめている。地域経済の活力を地域住民のくらしに還元するためのキーワードとして、「継続性、付加価値生産力、中心性、複合・多様性、国際・学際性、創造性、循環型経済構造」を掲げている。
- 平成 18 年「立川市協働推進基本指針」を策定した。

### (3) 自治会との関わり

- 市民活動課が窓口になっている。行政としては、地域の基礎単位である自治会が地域力向上の担い手になってくれることを期待している。行政が市民と関わる場合、全ての市民に直接関わることは難しい。しかし自治会があれば、自治会の活動を通して市民の暮らしをみることができる。自治会の声＝市民の声として聞くことができる。自治会はそれぞれエリアも課題も異なるので、多様な側面から市民をみることができる。
- さらに団体同士（自治会同士、NPO と自治会）が連携すれば、課題解決にも役立つ。行政としては、初めのネットワークづくりのコーディネーター役を担いたい。
- 個人情報保護が大きな課題になっており、まちづくりの障壁にもなっているが、自治会がはじめに声をかけてくれれば、壁も打破できるのではないかと考えている。初めの扉をいかに開くか。
- 行政としては、住民との連携を図るためにも自治会に加入して欲しいと考えている。加入していない人に知ってもらいたい。古くからある自治会では、新しい人が加入しにくくなっている。例えば、子育て中の方は、毎日の子育てに追われ地域のことなど目に入らない。地域には、子供会、婦人会、老人会など横の組織があり、また NPO などのテーマ型の縦の活動もある。これらがうまく連携し組み合わせられれば、地域の活動に参加しやすくなるのではないか。

### (4) 自治会の課題

- 加入率が低下している。世帯数の増加のペースに自治会への加入が追いつかない。自治会

加入に対する拘束力もないので、強制できない。しかし、家族だけでは解決できない問題も増えており、地域の支援は必要である。市としても加入促進の取り組みを進めており、加入率がアップしているところもある。

- 高齢化が進んでおり、地域のキーマンがいない。新しいキーマンが育つよう、自治会活動への関心を高めたい。栄町地区の自治会では若い人が会長になっており、世代交代がうまくいっているところもある。地域の人材を生かす取り組みが必要である。
- 高松町の商店街と自治会が協働でまちづくりに取り組んでいる。異分野同士の連携を行うためにネットワークをいかにつくるかが大きな課題である。
- NPOと自治会との連携も進めたいが、自治会の中にはNPOとの連携の仕方がわからないという状況もある。
- 自治会連合会ではHPを作成し、自治会加入を呼びかけている。総会に出ないと自治会活動はわからないといわれたが、HPをみれば、どんなことをしているのか把握することができる。

#### (5) 今後の取り組み

- 企画課で課題を抽出し、これからのコミュニティのあり方を検討する。それを受けて市民活動課でも具体的な施策を展開していく。
- 団塊の世代については、シンポジウムや市民活動センターたちかわで講座等を行い、情報提供を進める。

#### (6) 地域力とは

- 地域のコミュニティにある個々人の力を、縦と横の繋がりにして、一つの繋がったものとしてアウトプットしたものが地域力。そこで行政ができることは、うまく連携できるような制度、窓口、コーディネートをすること。
- 地域力を高めるのは地域の課題を解決するだけではない。文化の香りがするまちづくりや生涯学習の場づくり等の、人々の暮らしを心の面で豊かにしていくというようなことも地域力であると考えます。

## 2. 稲城市総務部情報管理課（平成 20 年 2 月 6 日）

稲城市の初めての P F I 事業である中央図書館の建設経緯や現状、課題および P F I 事業の特徴について話をうかがった。

### (1) 中央図書館事業の経緯

- 中央図書館の建設は以前にも計画されたが、社会・財政状況を勘案した平成 8 年に凍結された経緯がある。平成 14 年に復活したが、当初想定より規模が縮小した分、体験学習館を併設し、図書館と体験学習館とが互いに機能・施設面で補完しあい、学びと体験を通して新しい形の生涯学習の拠点を実現しようとした。
- 稲城市は昭和 48 年から市内各地に文化センターを設置し、市民の生涯学習の場を設けてきた。中央図書館と体験学習館では市民が学んできた学習の成果を発表する場と施設利用者間の交流の場を提供しようという意味もある。

### (2) 中央図書館の概要

- 公共図書館の P F I 事業としては全国で 2 例目、東日本では初めてである。
- 開館時間は、9 時～20 時。開館日数は、年間 345 日。
- 地下の自動書庫（収蔵数 19 万冊）ではロボットが、リクエストから 3 分以内に本を探してくれる装置がある。また、I C タグを採用しているため、どの棚にどの図書があるかわかる図書検索システムもある。C D や D V D の視聴もできる。

### (3) P F I 事業の効果と課題

- 中央図書館の建設は、図書館が事務局的な役割を担い、庁内各課の協力を得て事業を進めてきた。各部署の力を結集したことで図書館 P F I 事業を成功させることができた。
- 建設過程で要求水準をつくるために市内のさまざまな団体から意見を聴取した。また、そのプロセスをすべてインターネットを通じて市民に公開した。このような庁内横断的な取り組みと市民への情報開示が、市民の興味を引くと同時に、理解に繋がったと確信している。市の広報誌に毎月関連情報を掲載し、施設の愛称(アイブラリー)を募集をしたり、建設現場の見学会を開催するなど、様々な場面で図書館建設の P R を試みた。
- S P C の構成企業として書店が入ったことで、新刊書が発刊日に書架に並ぶことも可能になった。
- P F I 事業としてのメリットは、さまざまな最新技術の導入による話題性があり、市民の関心が高まったことである。
- モニタリングは毎月 S P C（P F I 事業を運営する特定目的会社）が行うセルフモニタリング結果を報告させる。市では、随時、定時モニタリングをはじめ、利用者の意見も参考にしながら要求水準の維持に努めている。モニタリング項目を調整するのに 1 年近くを要したが、サービス水準の向上に大きく寄与している。
- P F I 事業の課題としては、S P C の職員の異動によるサービスの水準の低下を招かないような教育・研修をどうするかということ。サービス業としての認識を持って、サービス水準を維持することが重要。
- S P C の職員は 30 名ほどいるが、以前の市の図書館の臨時職員も雇用している。また、清掃やごみ処理などには地元業者と契約している。

- P F I 事業関連の情報をみると、事業計画から事業者決定までの情報はいっぱいある。しかし、P F I 事業は、事業開始後こそ官民が協働して市民サービスを維持・向上させていかねばならない事業だと認識している。サービスの維持・向上を実現し、継続していくためにはモニタリングが基本となることから、モニタリング対応のマニュアルがあると助かる。

### 3. 市川市企画部市民協働推進担当（平成 20 年 2 月 1 日）

市川市市民活動団体支援制度（1%支援制度）創設の経緯、その後の実施状況や効果、課題等について話をうかがった。

#### (1) 制度設立の背景と経緯

- 市川市民の4分の1が東京へ通勤・通学する、いわゆる『市川都民』で、市川市に住んでいるにも関わらず、地元への市民意識が薄い。そこで、税金の使い方を通して地域への関心や意識を見直すきっかけとしたかった。
- 今日では地域の課題は行政だけでは解決が困難。その理由は住民の価値観が多様化し、地域のニーズが多様で高度になっている。そこで市民自らの意志で地域づくりに取り組む多様な市民活動を支援する必要があった。
- 当時、市長は納税者が納めた税金の使途が見える仕組みはないかと考えていた。自らの意思が税金の使われ方に直接反映できる制度が必要だと考え、ハンガリーの1%法を参考に、この制度の検討が始まった。
- 検討にあたり3つの原則があった。①納税や個人情報などに関わるので、正確に実施できる仕組み、②事務費がかかりすぎないこと、③市民にとってわかりやすく、容易に参加できること、であった。
- 当時、長野県や東京都足立区でも同様のことが検討されていた。市川市では2004年7月にプレス発表し、12月議会に向けて条例（案）作成を行った。その間にパブリックコメントを求め、アンケート調査も行った。市の姿勢としては、まず始めてみて、試行錯誤を繰り返しながら市民とともに育てていく制度にしたいと考えた。
- 平成11年4月にボランティア支援課を作り、行政ができる市民活動へのサポートの取り組みが始まり、平成13年4月に市民活動サポートセンターを立ち上げた。しかし、市民活動が地域に根付き、広がり、継続的に活動していくためには、資金面でのサポートの仕組みが必要であった。
- 平成16年度にNPOなど市民活動団体から事業を公募し補助金を交付する、「ボランティア・NPO活動支援金」制度を実施。この制度は、1団体上限10万円を限度とし、補助率2分の1の補助金の仕組み。予算総額200万円を実施した。33団体から事業提案があり、公開プレゼンによる外部審査を行った。多種多様な活動分野の事業が提案され、改めてこのような市民活動を支援する資金的な仕組みが必要だと思われた。

#### (2) 制度の現状と効果

- この制度は平成17年4月から実施され、今年度4年目に入る。当初、納税者22万人のうち、制度に参加する（NPO支援に参加する）方は1割程度（2万人）を見込んだが、実際には5千人に止まった。その後、3回目の取組（平成19年度）を前に条例の一部改正を行い、新たに地域ポイント制度を立ち上げ、納税者でない方でも団体支援（制度に参加する）ができるように制度をバージョンアップした。
- この制度導入の目的は、①納税者意識の高揚を図る、②市民活動支援のふたつであり、市民活動への資金を支援し、活動の活性化を図るもの。その効果としては、市民活動団体への資金的な支援に加え、①市民活動団体の活動、事業をPRする機会が飛躍的に増加、②

事業の公開、市民への説明を通じ、団体の意識が変化、③市民活動への理解の促進と地域への広がりおよび市民との協働の推進が図れる、が挙げられる。

### (3) 制度の課題と今後

- 最近、他の自治体でも、「1%支援制度」と同様の制度を検討するという、首長のマニフェストに掲げるところが出てきており、愛知県の一宮市では、今年2月から条例（案）のパブリックコメントを実施すると聞いている。制度は各自治体の状況、特徴に合わせて作ればよいと思っている。このような制度を実施する自治体が増えれば、互いに切磋琢磨しながら連携を取りあうことができるので、喜ばしいことだと感じている。
- 今後の課題としては、まだ制度の意義や実施の意図が市民に十分理解されていないため、制度の定着化をどのように図っていくかが課題だと感じている。

### (4) 地域力について

- 「地域力」とは地域課題の発見力であり、地域の課題解決のための総合力だと考えている。つまり地域の多くの組織、NPOはじめ町内会・自治会などともうまく連携していくことが重要だ。しかし、実際にはなかなか連携していくことは難しい現状でもある。その理由はそれぞれの活動の動機や背景が異なることがあるからである。本来、組織は目的（ミッション）があり、それが一致しないと連携は難しい。
- この制度の対象は市民活動団体であり、単一自治会での申請はちょっと無理がある。というのは、自治会・町内会はある特定地域の特定の市民利益のために活動を行うものであり、必ずしも市民活動とはいえない面がある。しかし、地域の広域的な課題、たとえば河川の浄化などを行うために自治会の連合がプロジェクトベースで申請することは可能だ。
- 自治会は地域にとって重要な存在であると考えている。これまで行政からの依頼事項も多い。自治会組織や市民活動団体がうまく連携し、地域の様々な課題に対して総合力を発揮し、課題解決への具体的な取り組みが起きることが理想の姿ではないかと思う。
- 協働事業提案制度はある意味役割分担の制度である。協働の形にはいろいろあるが、「委託」は資金を出す行政側に成果が帰属してしまうが、本来、市民活動は市民側に成果が帰属することが重要である。
- 市川市ではかつて、住民監査請求なども多く出された。その意味では市民の自治意識の高い人が多いともいえる。しかし、転入者が多いこともあり、地元への意識は必ずしも高いとは言えない。これからは、1%支援制度の活用を通じ、市民が自ら住む地域への愛着を感じてもらえるようになれば、とてもうれしいことだと思っている。



#### 4. 立川市大山自治会（平成 20 年 1 月 21 日）

活発な自治会活動で知られる立川市大山自治会の現状と課題について話をうかがった。

##### (1) 大山自治会の概況

- 東京都立川市の「都営・上砂町 1 丁目アパート」は、通称「大山団地」として地元で親しまれている。平屋建てが老朽化したため、中・高層化への建て替え工事が進められ、平成 8 年から再入居を開始した。平成 13 年 11 月に全戸の入居を終了。
- 建て替え前に比べると入居者はかなり若返った。大山団地の初入居は昭和 38 年。建て替え前は約 900 世帯が居住していたが、現在の入居世帯数は 1,220 世帯、入居者の総数は約 3,000 人。このうち 3 棟は高齢者世帯専用の「シルバーピア」で、150 世帯、201 人が入居。平成 12 年からは、伊豆諸島・三宅島から火山噴火のため避難してきた 14 世帯、40 人が入居し、平成 17 年に帰島となった。入居すると自治会への加入が義務づけられているので、加入率は 100% である。

##### (2) 佐藤さんが会長になるまでの自治会

- 建て替え後の再入居で居住者の年齢が一気に若返ったにもかかわらず、会長をやる人は高齢者ばかりで、自治会ではなく「じじい会」といわれていた。高齢者が取り仕切り、封建的、近隣の自治会も年功序列で、若い人は意見を言えない雰囲気があった。男社会で女性は特に役員になれない。このような状況を見直さないと、自治会はだめになると、いう危機感があった。男女平等の地域社会づくりが必要と思った。

##### (3) 様々な改革：「住民に必要とされる自治会づくり（人を助け助けられる自治会でありたい）」

- 平成 8 年より自治会に参加、平成 11 年に佐藤さんが会長となってから様々な改革が行われた。誰もが意見を言えて、誰にも意見が通るような雰囲気作りが大切である。若いくせに、女のくせに、新参者のくせに、は禁句とした。

###### ① 自治会役員の選出と構成

- 大山自治会の本部役員は、会長 1 人、副会長 5 人、会計担当 2 人で三役 8 人と監査 2 人で構成される。ほかに団地を 26 区に分け、各区に区長 1 名。三役は住民投票で選出している。専門部として、文化部、体育部、交通安全対策部、生活環境部、防災・防犯部、駐車場管理部の 6 つの専門部をおき、各専門部を代表して専門部長を 1 人ずつ配置している。
- 自治会事務運営を無理なく行うために、専従職員を雇用。事務所を設置。
- 住民から協力員を登録してもらい、様々な活動に参加してもらう。

###### ② 住民の義務

- 全住民名簿の登録（災害時に備えて）・・・ 住民の抵抗感はない
- 車両の登録（自転車も含む）
- 動物の飼育登録
- 高齢者に対して、民生委員と連携、いざというときの連絡先を登録
- 管理費をブロックごとに集め、運営も住民で管理（各ブロックごとに管理方法は考える）
- 会費は全て集金（安否確認の意味もある）
- 公園管理は市の委託業務であり、7 つの団体をつくり、順番で清掃活動を行う（協力してくれる人をうまく活用し、コミュニティビジネスに繋げている。安否確認にもなる。）

### ③会計は3本柱

- 自治会費（1ヶ月1世帯400円）、管理費（ブロック別管理で、ブロックごとに1500円）、委託業務管理費（有料駐車場・公園委託管理）・・・436万円の委託費収入。ただし、有料駐車場の管理は、次年度からは民間業者が行う。

### ④高齢者、障害者ネットワーク

- 65歳以上738人（うち、一人暮らし198人、車椅子11人）、聴覚障害者3世帯は登録書を提出している。どこにどのような人が住んでいるか、実態を把握できる状態にしている。また民生委員は地域福祉デイサービスセンターおよび高年齢福祉課と連携しており、依頼があれば訪問し安否確認を行う。
- 名簿は、役員と民生委員が管理している。また消防署にも1冊提出しており、災害時の救済に役立ててもらっている。名簿の更新は役員改選毎に行っている。

### ⑤子育て支援センター、大山MSC（ママさんサポートセンター）の設立

- 平成11年11月から開始。会員数24人。メンバーには保育士や看護師の資格を持った人もいる。無料で24時間対応で必要に応じたサポートをしているが、内容によって断ることもある。
- 設立のきっかけは、佐藤さんが入所した当時は、会合があれば近所の人に子どもを預けていた。ところが、子どもを育てる親のイメージが変わり、子どもをじゃま者扱いし、虐待をしているという話も聞くようになった。子どもを預ける場、親に子育ての知恵を伝える場が必要だと感じ、地域で子ども達を見守ろうという趣旨で立ち上げた。学校やPTA、市とも連携をして、子どもや親に何かあれば、地域で連携して解決する仕組みをつくった。
- 本当に困った時や緊急時のサポートを行っているが、母親の中にははき違えて、毎日残業のために子どもを預かってほしいという母親もいる。

### ⑥あいあいパトロール隊の結成

- 空き巣、車上荒らし、子どもの交通事故、子どもや女性をねらった変質者の出没などの事件が発生していた。自分たちの地域は自分たちで守ろうと、自治連砂川支部、各自治体、文化会、体育会、小中学校PTAなどの20団体と各小中学校との協力で、砂川地区「あいあいパトロール隊」実行委員会を発足した。市の安全課とも連携。
- 地域を愛する心、あいさつ、子どもを見守る優しい眼（EYE）、犯罪を見逃さない眼（EYE）、から「あいあいパトロール隊」と名付けた。
- 地域住民に登録してもらい、買い物や散歩などの際に腕章をつけてもらい、地域の安全や防犯活動に協力してもらい取り組みである。現在では、市内12地区全部で行うようになった。現在の会員数は1,050人、年1回の講習会を開催している。この活動の成果で、車上荒らしや空き巣、ひったくり、痴漢などは半減した。

### ⑦相談窓口の開設

- 毎週、月曜、水曜、金曜、土曜に相談窓口を開設している。平日は9:00～15:00、土曜日は9:00～12:00。いつでも誰でも出入りしやすい雰囲気を作っている。年間の相談件数は100件以上。全てクリア。

### ⑧広報活動

- 「大山自治会だより」（B4版）を毎月発行。佐藤会長と事務職員で作成。

#### ⑨違反駐車車両撲滅

- イベントなどのために、外来者専用の駐車場を設置（120 台）。

#### ⑩保険加入

- 平成 11 年から自治会保険に加入。自治会活動の最中に傷害が起きたら適用される。また動産保険にも加入。

#### (4) 課題

- 自治会自体の課題は特にないが、駐車場管理の委託が、次年度から民間業者に変わる。駐車場の管理は、コミュニティ交流の場であり、高齢者の雇用の場でもあった。また住民で管理することで、路上駐車（青空駐車）や夜中の違法駐車も無くなった。清掃活動も行ってきたにも関わらず、入札制度で民間企業委託になり、行政の自治会崩しではないかという意見も出ている。
- 中学生の非行、不登校、悪さ、盗難をする、落書き、徘徊が増えている。親自身がこの子をどう育てていくのか、わからなくなっている。もはや学校でも家庭でも対応できなくなり、地域で解決するしかない。

#### (5) 地域力とは

- 自治会活動の 4 本柱は、市：住民主体の自治会、能：能力、技術面の人材バンク、工：工夫、アイデアで企画運営、役員だけでは大変なので、住民から協力員を募集（80 人登録）、商：コミュニティビジネスで有効活動。
- 楽しかったと言える役員体制、役員が楽しく動けば住民も楽しくなる。自治会活動は人づくり、人が集まれば何でもできる。苦にならない。むしろ次のエネルギーをもらえる。楽しんでやること。やる気があれば本当にできる。本気でやれば誰かが助けてくれる。本気でやれば何でも楽しい。
- 楽しさづくりのポイントは活動後の交流会、懇親会でフォローする。そこで人の話を聞く。楽しい雰囲気があれば、またやりたいと思う。地域でできること、自分たちでやらないと間に合わないことを行う。自分たちで工夫してうまくいったときの喜びは大きい。そしてこの喜びを次の人に伝えていく。リーダーを育成していくこと。褒めることも大事で、褒めることで人は育つ。
- 地域にはいろんな人が住み、いろんな団体があるが、地域の人同士の顔が見えるような連携をとることが地域力向上に繋がる。そのためには、様々な交流や参加ができる場をつくること。それぞれ違った人同士が集まり、交流をすれば結束力は強くなる。事件が起きたときでもすぐ対応できる。いざというとき連携がとれる。
- 常に把握していることが大事。どこに、どんな人が住んでいるか 80%はわかる。だからここで孤独死は 1 件もない。

#### (6) 行政との関わり

- ここが「村役場」的機能を果たしている。行政は縦割りで連携する構想がない。ここにくれば何でも解決できる。わからないことは市の職員に来てもらい説明してもらう。

#### (7) 企業との連携

- 東京電力、東京ガス、水道局、新聞各社の配達員との協力で住民の安否の確認ができる。

## 5. 町田市玉川学園町内会（ヒアリング日：平成20年2月12日）

町内会活動で平成19年に総務大臣賞を受賞した玉川学園町内会のこれまでの活動経緯と現状、課題について話をうかがった。

### (1) 玉川学園街づくりの町内会の概況

- 昭和3年、小原先生（玉川学園創始者）がこの地に「環境を重視した学園都市を住民でつくろう」と呼びかけ、街づくりが始まった。
- 昭和37年、玉川学園町内会発足。昭和35年中頃より人口が急増し、1000戸となった。
- 昭和54年、自転車置き場を考える会発足。2年後に市の協力によって、駅周辺に駐輪場ができた。
- 昭和54年、善意の傘。住民の呼びかけにより駅の南口と北口に誰もが利用できる雨傘を置いた。町内会で管理をしており現在でも続いている。傘には在住の漫画家がイラストを書いている。現在では「お絵かきぬりえ大会」として、子ども達が絵を描くイベントとして大人気である。
- 昭和60年、地域環境調査を町内会で実施。
- 平成2年、資源回収事業開始。
- 平成6年、憩いの椅子設置。坂が多い街なので、高齢者や障害者や子ども連れの親子には大変。そこで、坂道の要所24ヶ所にベンチを置いた。町内会で購入し管理している。
- 昭和7年、地域交通問題についての意識調査を町内会で実施。80%が歩行が危険であると回答。51%がバス運行への改善を要求。コミュニティバス運行に向けての具体的な取り組みが始まる。
- 平成17年、コミュニティバス（玉ちゃんバス）北口ルート運行
- 平成19年、玉川学園地区まちづくりの会発足
- 平成19年、コミュニティバス（玉ちゃんバス）東口ルート運行
- 平成19年11月、地域の課題解決に向けた自治的かつ積極的な活動を展開したまちとして地方自治法施行60周年記念式典において総務大臣賞を受賞した。
- 現在、会員数は4000世帯、町田市内では最大の町内会となっている。

### (2) コミュニティバス運行の取り組み

- 坂が多く、道が狭いので、バスが運行されていなかった。環境重視の街をめざしているが、高齢化が進み、高齢者の移動の確保が難しくなった。
- 平成7年からコミュニティバスの運行に取り組み、10年後の平成17年に市民（町内会）と行政（町田市）と事業者（バス会社）との協働事業で、公共交通機関としてコミュニティバスが運行することになった。
- バスを運行するためには、警察や道路管理のこともあり公共交通として三者の協働事業とする必要があった。行政との協働といっても、計画以上の赤字が出た場合、市は中止するという内容。試運行時（平成17年3月）より黒字で運行している。
- バスの色、デザイン、停留所の位置、運行条件の整備、駐車違反車両排除のPR、利用者PR等を市民が行った。バスに書かれている絵は、在住の漫画家みつはしちかこさんがボランティアで描いている。

- 平成18年度の乗車人数（1日平均）は630人。500万円の黒字。平成19年には運行ルートが拡大され、1日平均乗車人数は約1,400人と予想している。
- 平成19年11月、総務大臣賞受賞のひとつの理由にもなった。

### (3) NPOとの協働

- 市民がNPOを支えている。地域密着型の町内会とテーマ型のNPOが相互に連携しあって地域はつくられると考えている。町内会もNPOの有力会員になっている。
- 平成18年、地域・テーマコミュニティ協働事業として、NPO法人桜実会と高齢化をテーマにしたセミナーを開催。平成19年は子育てをテーマにNPO法人子育て・子育て支援タグボートとセミナーを開催し、地域の課題を把握した。

### (4) 課題

- 加入率の低下。町内会は8地区で構成されているが、加入率には格差があり、平均すると63%。町内会に加入していなくても災害があったときは、同じように助けなくてはいけない。加入率の増加が課題である。
- 戸建てが多いが、最近では集合住宅が増えてきており、町内会の存在意義が薄れてきている。
- 高齢者で資産を民間業者に売却してしまい、大型マンションとなってしまい自然が減っている。
- 災害が起きたときの援助システムができていない。災害に強い街づくりが今後取り組み課題。
- 地域の活動を担う次世代の人材をどのように確保していくか。無償で地域のことをやる人が減っている。役員（30人）は定年制で1期2年とし、多くの人が町内会活動に参加し、この街の理念（環境を重視した学園都市を住民でつくる）を踏襲している。

### (5) 地域力とは

- 人が安心して住むことができる街にするためには、行政は縦割りであるために、何が課題かをつかみ、共有化し、私たちに何ができるかを考え、課題解決の方策をみんなで考えていくこと。課題解決力こそ地域力である。継続は力なり。
- 課題解決力が積み重ねられ、地域の様々なコミュニティ（老人会、PTA、子供会等）と連携をとり総合力となっていること。

## 6. NPO法人YMCAよこすかコミュニティサポート（平成20年2月12日）

よこすかコミュニティサポートセンターの指定管理者であるNPO法人YMCAよこすかコミュニティサポートに、センターにおける活動の現状と課題について話をうかがった。

### (1) NPO設立経緯

- 横須賀はNPOやボランティア団体など、個々の団体の活動は活発であるが、横の結びつきが弱い。それは自分の団体だけでやりたい、情報をオープンにしたくない、という団体がいるからである。しかし、多くの団体は、自分の団体以外の他の情報を生かせばもっと市民のための活動ができるのではないかと、他の団体と一緒にやればもっと人を集めることができるのではないかと、他団体と連携をとりたいが、自分たちの活動で精一杯、と考えており、団体間の連携が強く求められている。
- このような状況を踏まえ、YMCAでは、地域の活力をもっと高めるには、市民や市民活動団体、行政、企業が共に認め合い、協力し合えるよう、個人や団体を横に繋げ、地域の取り組みを強める必要があると考えた。そこで、地域の団体間の連携を図ることを目的に、平成14年1月、NPO法人を立ち上げることとなった。

### (2) 指定管理者となった経緯

- 平成14年4月、横須賀市の協働事業の一環として、市民活動サポートセンターの運営に関して指定管理者制度を導入するという話があり、コンペに応募することになった。NPO法人には拠点（事務所）をもっていない所が多い。また、NPO同士で集まる場も少ない。そこで指定管理者となれば、センターを市民活動団体の拠点とすることができる。また団体を登録するので、情報を一本化でき、団体間の横の繋がりをもっと強めることができる考えたのである。
- 早速プレゼンテーションの準備にかかり、11月、指定管理者として決定された。センターの運営管理に9人の職員を配置している。
- 2年ごとの更新で、その都度コンペが行われる。市民活動を活性化する活動やイベント（のろたんフェア）の参加者の増加などの実績が評価され、継続して指定管理者として選出されている。センターの利用者は、月約1,000人である。

### (3) 指定管理者となったNPOにとってのメリット

- 指定管理者となったことによるメリットは、団体が集まる拠点ができただけである。すなわち顔を合わせる場ができた。また登録している団体の情報を一ヶ所でまとめることができ、市民に向けて情報発信ができるようになった。さらに横須賀市の指定管理者となったことでYMCAの認知度も上がった。

### (4) 指定管理者となった課題

- 市との調整もあり、NPO法人としてどこまで自由に運営管理をしていいのかが、判断が難しい。またセンターの運営管理にかかりっきりになるので、NPOの自主事業との調整が難しい。YMCAとしての色を出しにくい。

### (5) センターの運営

- 入りやすく、使いやすくをモットーにしている。
- センターのマスコットとしてウサギをキャラクターにして「のろたん」(Not alone ひ

とりじゃない) と名付けた。

- 市民公益活動（市民の自発的な活動で、不特定多数の利益、その他社会の利益に繋がる活動）を行う団体は登録をすると、施設の優先的な利用（要予約）、ロッカーの利用、パソコンや印刷機等の利用、展示コーナーへの情報発信、イベントへの参加ができる。現在 643 団体が登録。
- 交流サロンは一般の市民も予約なしで利用できる。利用時間は 9:00~22:00。年末年始を除き年中無休。
- センターの運営に関して、市民からの公募で運営委員会をつくっている。現在、運営委員は 13 人。

## (6) 活動内容

### ① のろたんフェアの開催。

- 市民に市民活動を紹介し、市民活動に関心を持ってもらうイベントで、これまでに 8 回開催された。今年は 2 月 9~10 日に行われ、76 の団体が参加し、入場者数は 6,700 人であった。過去の実績は以下の通り。  
平成 14 年 (49 団体参加、入場者 1,540 人)、平成 15 年 (55 団体参加、入場者 3,186 人)、平成 16 年 (70 団体参加、入場者 4,599 人)、平成 17 年 (65 団体参加、入場者 5,181 人)、平成 18 年 (52 団体参加、入場者 4,776 人)、平成 19 年 (70 団体参加、入場者 5,432 人)
- 市民公募 13 人からなる実行委員会が企画運営を行う。また当日は 50 人の運営ボランティアが働いている。YMCA コミュニティサポートは事務局として調整役を担った。
- 活動団体のブースをおき、スタンプラリーを行った。センターへの登録団体は福祉系が多いが、フェアに参加するのは、地域作業所、学童、子育て支援、パソコンなどの情報化支援など多彩である。地元の企業の協力もある。

### ② スタンプラリー

- 毎年春と夏にそれぞれ 1 ヶ月間、市民活動のこと知ってもらうために市民団体の活動を体験する。その際にスタンプをもらってくる。いくつかたまと景品がもらえる。その際に各団体を紹介する冊子を作成し、体験することで地域の市民活動を知ってもらう。

### ③ 団塊の世代を対象にしたイベント「お父さんお帰りなさいパーティ」の開催

- 団塊の世代を中心として男性が地域に戻ってきたときに、市民活動に参加しやすいように市民活動を紹介する。一昨年は講演会を行ったが、参加者が少なかった。そこで今年度は、歌声喫茶を開催し、市民活動を紹介するブースをおいたところ約 200 人が参加した。
- 団塊の世代が地域に帰ってきた時、市民活動を行うにも情報が無いとわからないし、また顔見知り仲間がいなくて一歩が踏み出せない。そのような意味からも、顔見知りをつくるために足を運んでもらえるイベントの企画が必要である。
- 企画運営は、市民公募からなる実行委員会を結成して行った。YMCA コミュニティサポートは事務局。
- 定期的に「お・と・ば茶話会」を開催している。団塊の世代が気軽にお茶を飲みながら交流する場である。「お・と・ば」はおとうさんお帰りなさいパーティの愛称。

### ④ 広報紙の発行

- すかっこ市民活動情報「のろたん」を毎月発行している。イベント、市民活動団体の紹介

など行っている。

#### (7) 市との関係

- 年間プログラムの企画などで市とは話し合いの場をもつ。YMCAコミュニティサポートが企画提案をして、市が承認するというケースが多い。またイベントでは職員がボランティアとして協力してくれる。市との関わりは、担当課の職員の姿勢にもよる。

#### (8) 今後の展望、方向性

- 世代間交流の場をつくりたい。特に市民活動への参加が少ない団塊の世代と高校生・大学生との交流を深めたい。団塊の世代からみれば、若い人の視点が刺激にもなる。また大人としてできることを発見することができる。高校生・大学生にとっては、親や先生とは違う立場の大人と接することで、大人との関わり方を学ぶ機会にもなる。
- センター運営委員に若い人を入れたい。運営委員は2年交代なので、30歳代の人にも応募してもらえよう働きかけていきたい。

#### (9) 地域力とは

- 市民が自分のことだけではなく、知らない人と声をかけあって活動を共にしていくこと。
- 日本人は家族や友人、グループの仲間など顔見知りの人には優しいが、自分のグループ外の人には冷たい。市民同士がオープンになって繋がっていくことが、地域力の向上になる。そのためには個人や団体を繋ぐ機能が必要であり、拠点が必要である。
- 知り合う場、声をかけ合う場をつくるためには、フェアなど交流の機会を作り、さらにボランティアとして参加すれば、顔なじみの関係ができる。
- センターの運営においても、初めてここを訪れた人が孤立感を感じないように、挨拶、声掛けを重視している。スタッフには人を迎えるための研修も行っている。
- 個人情報保護・管理には気を配っている。団体登録のデータベース管理でも、問い合わせが合った場合の公開・非公開の承認を得ている。



## 7. NPO法人シニアSOHO普及サロン・三鷹（平成20年1月29日）

シニアの活用で実績のあるNPO法人シニアSOHO普及サロン・三鷹に設立の経緯や活動の現況、課題等について話をうかがった。

### (1) 設立の経緯

- 平成2年に日立を早期退職した堀池さんが仲間を集めて設立。特にシニア層を中心にパソコン講習会等を始めた。平成12年にNPO法人化。
- 平成13～15年にかけてIT講習会が行われることになり、それを三鷹市と連携して開催した。当時、60～70歳代の講師もおり、高齢者が高齢者を教えるということで評判になった。地域の先生が地域住民を教えることになった。
- シニアSOHOは、シニアの地域デビューの場となり、当初は男性を中心に300人ほどの会員がいたが、現在は150人程度。
- 行政からの委託事業が収入の8割を占める。主要事業は次の通り。

#### ① IT関連事業

日本IBMが地域貢献事業として三鷹市の教育委員会にパソコンを寄付した。それらが小中学校に導入されたときのサポート業務を受託した。この事業を継続して行うことにより学校との信頼関係が築かれた。

#### ② 学校安全推進員

スクールエンジェルといわれ、小学校の安全・安心を守るために平日の午前8時から午後4時まで学校の校門に詰めている。現在、15校で実施しており、一日2交代で、のべ30名が担当している。最初、SOHO三鷹のメンバーだけではシフトが組めないの、新たに地域に貢献したい人を募集したところ、約100名の応募があった。地域に働く場があり、人から感謝される仕事に生きがいを感じている人も多い。

SOHO三鷹の特徴はIT活用であり、ほとんどの連絡はEメールかWEB上で行っている。ところがこの事業で新たに募集した人たちとは、口頭や紙ベースで連絡しなくてはならず、やり取りが大変だった。しかし、それはフェース・ツー・フェースの貴重な機会にもなっている。また、それらの人はパソコン講習会の新たな顧客としても有望である。

#### ③ いきいきプラス、高齢者マッチング事業

登録会員に対して仕事を紹介する事業。現在1000名程度が登録している。仕事には有償、無償、薄謝（実費程度）がある。一方、企業からシニア層のマーケティング調査の依頼などもある。そのほかに東京都の高齢者就労支援事業があり、企業ベースでのマッチングを行っている。

### (2) 現状と課題

- 市民IT講座も一息ついて、新たな受講生集めに苦労している。
- 受講者がITの資格を取ってもそれを活かせる場を創出することが課題。
- 建築士の人が集まってリフォームを考える会が立ち上がっている。耐震偽装などで、市から耐震診断などの委託を受けている。
- 現在の久保代表は、「地域におかえりなさい、お父さん」をキャッチフレーズに、団塊の世代の地域デビューのステージを提供したいと考えている。かつてはすでにリタイアした人

たちが会員であったが、最近の特徴として、リタイア目前の人たちの入会が増えている。年会費が12,000円だが、会のイベントに参加するわけではなく、リタイア後に地域にソフトラディングするための情報収集をしているようである。

- シニア層の貢献できる分野は教育、特にシニアに対する職業教育は、教える側と教えられる側双方の安心感があるようである。シニアはシルバー人材センターでの仕事ありきではなく、地域活動に入っていくことが重要である。
- シニア層には再就職したくはないが、これまでのスキルは活かしたいという人が多い。シニアの経験とスキルを活かし、自尊心を高める場が求められている。近年、コミュニティにシニア男性の姿が増えている。

### (3) 地域力と課題

- 地域力向上にはさまざまな事業を行うことが必要で、そのための資金が要る。行政の力は大きく、市の広報誌などでイベントが紹介されると反響が大きい。
- 地域で子どもを育てるとなると、核となる地域の人が必要。そのような人を見つける、つくるきっかけがSOHO三鷹の役割。

## 8. 女性・市民信用組合設立準備会（平成 20 年 2 月 7 日）

市民金融という新たな資金調達の手段を開拓した女性・市民信用組合設立準備会の設立経緯および現状と課題について話をうかがった。

### (1) 設立経緯

- 市民でお金を出し合って融通し合う仕組みを作っている。このような仕組みの団体は、全国で9ヶ所（北海道、岩手県、新潟県、長野県、東京、神奈川県）にある。
- 平成8年、バブル崩壊の残照として、金融業者の破綻、大蔵官僚の不祥事等の事件が頻発した。一方で、地上げなどの悪質な団体も増えてきた。そのような社会情勢の中で、「銀行っていったいなんだろう」と思った。私たちはお金を預けてはいるが、お金の使い途には関心がなかった。銀行の多くは大企業優先に融資を行い、郵貯や年金等は財政投融资を通じた公共事業やODAに使われてきたが、情報公開も説明責任も十分ではなかった。自分たちの郵便貯金が地域開発、ダム建設、熱帯雨林の伐採などに使われていたことを知らなかった。もっと銀行や郵便局等に預金の使い途について働きかけないといけないと思った。
- ワーカーズコレクティブ、コミュニティビジネスなどの市民事業は、働く場をつくるなど、地域社会を豊かにし、地域経済の活性化に貢献する。しかし、地域に住み・暮らす市民が、地域に必要な「もの」や「サービス」をつくる「市民事業」では、とりわけ女性たちは、担保となる土地や建物を持っていないため、融資の対象から外されてお金を貸してくれなかった。
- このような金融業界に対する不信、市民事業に対する思いから、誰かに期待するのではなく、市民自身による非営利・協同の地域金融機関として女性・市民信用組合（略称WCC）を立ち上げることにした。
- 平成8年から勉強会を開き、信用組合の作り方を勉強した。平成10年1月、女性・市民中心の非営利・協同の金融機関「女性・市民（略称WCC）信用組合」を作ろうと賛同者を集め1口10万円の出資充当金を集め始めると、たちまち2,000～3,000万円が集まった。信用組合をつくるには金融庁の「認可」が必要だが、時間がかかることが見込まれる。そこで「登録」による貸金業WCBによって、WCC設立に賛同し出資した会員に融資する「相互扶助」の仕組みをつくり、融資や回収実績を積み上げることにした。平成10年9月、貸金業登録を行い会員間での貸し出しを開始した。

### (2) 組織

- 会員は個人会員が430人、団体の会員が68団体である（平成19年12月末）。
- 出資金は一口10万円。出資金は、平成19年12月末で、1億3,480万円、97件の融資を行った。融資残高は34件で4,007万円。
- 17人の委員からなる設立準備委員会を設置し、月1回の定例会を開催している。また信用組合設立許可に関し、金融監督庁との折衝、賛同者や出資者の改題などを行っている。

### (3) 融資の仕組み

- 対象者は、原則として神奈川県内で事業を行うNPO、ワーカーズコレクティブ等
- 限度額は1件につき1,000万円。

- 融資期間は最長5年。
- 担保は不要。
- 連帯保証人は団体の場合、当該団体の理事会メンバー。
- 融資審査委員会で審査を行う。市民事業の現場を熟知している専門家6人で構成され、設立準備会会員から選出される。事業の採算性・継続性、地域社会への貢献などを評価基準に審査を行う。

#### (4) 資金・融資の状況

- 平成19年6～12月に開催された融資審査委員会では7件について審査を行い、6件について12月末までに融資を実行。融資の累計は3億3478万円、97件となった。市民の意思あるお金が市民事業や教育費用に活かされている。
- 融資先は、高齢福祉関係が約25%、保育関係が約10%、食事関係約10%、リサイクル関係が約25%くらいである。化学物質過敏症患者を支援しているNPOへの融資もあった。シックハウスが急速に増えたので、患者が新たに住める集合住宅を設立するための土地購入資金の融資の依頼であった。

#### (5) 融資のポイント

- 市民事業を行う人は、町の中に不足している何かを始めようという趣旨、もうけが目的ではない。地域で暮らしているから、必要なことが発見できるのである。地域にネットワークがあり、支援者が周囲にいることが、融資を決めるときの条件でもある。
- これまでに貸し倒れは1件もない。それは融資の申込みの際に十分話を聞き、相談を受けているからである。融資審査委員会はまず、話を聞いて融資に値する内容かどうか検討する。起業では市場調査を行っているかも一つのポイントである。融資を受けなくてもやっていける場合は、アドバイスもする。また会計がしっかりしているかも見極め、他の金融機関の方がふさわしい場合はそちらを紹介する。これだけのアドバイスができるのも、融資審査委員会のメンバーは、みな市民事業の担い手であり、地域活動にも参加している。だからこそ、さまざまな情報が入手でき、相談にも応じることができる。情報をいかに多く持っているかがポイントである。結果として融資できない場合は、なぜ融資できないか、その理由も説明する。
- 融資の最終目標は、返済した後も自力で経営できるだけの力をつけること。出資した人に配当は全くない。しかし自分が出資した資金が市民事業に生きていることで、自分も参加できる喜びがある。

#### (6) 融資の依頼内容の変化

- 介護保険が始まって、施設型の融資が増えてきた。独身寮等を改築して、グループホームやデイホームを造るための融資である。資金の内訳は、立ち上げ資金1/3、運転資金1/3、両方が1/3という割合である。介護保険で民間業者が参入してきて、競争も激しくなっている。法制度が変わると影響が大きい。
- 女性の働く環境の整備が求められているが、保育が追いついていない。そこで認可外や認可保育園をつくるために融資の申込みも増えている。横浜では横浜型保育のための改装資金などもある。

## (7) 課題

- 資金の確保。出資金の額以上に申込みがあった場合は、生協から借りた時もあった。1～2億の資金は必要である。毎月返済となっているので、毎月300万円位は戻ってくる。また調査の受託などをして経費をまかなっている。このような活動が、自治体の地域力を高めているということが社会的に評価され、公的機関や企業が支援してくれるようになることが必要である。
- 今後は環境問題に関わっていきたい。特に太陽熱温水器などの普及に取り組んでいるNPOと連携し、支援していきたい。
- 現在は、NPO法人では出資は認められていないので、任意組合としてやっている。悪質なサラ金を取り締まるために、貸金業への規制が厳しくなり、NPOバンクの存続が厳しくなっている。市民同士の助け合いで町を豊かにするためにも、NPOバンクの設立・存続が可能となるような法整備を求めている。

## (8) 行政との関係

- 北海道のNPOバンクでは北海道と札幌市から出資を受けているが、当会はない。
- 行政はモノを買うには助成を出す、人件費には助成してくれない。どの団体も人件費の確保に苦慮している。透明性、情報公開、説明責任を果たせば、人件費に助成しても良いのではないかと。アメリカでは地域の金融機関が、地域の活動を担うテクニカルアシスタントに金を出している。

## (9) 地域力とは

- 人々のネットワーク力。市民が生き生きとする力。人、もの、金、というが、それにそれぞれの人の知恵と時間と労力を出す人がどれだけいるかにかかる。こうした点に在している知恵と時間と労力を出す人の活動を繋げ、それを層にしていくことでパワーになる。顔の見える関係をつくるということは、それぞれの顔が浮かぶこと。そこではじめて信用して融資できる。

## 9. (株)大起エンゼルヘルプ (平成 20 年 2 月 5 日)

東京都荒川区の「荒木田ふれあい館」の指定管理者である(株)大起エンゼルヘルプに施設運営の現況や課題等について話をうかがった。

### (1) ふれあい館設立の経緯

- これまで荒川区では地域に児童館機能を持つ「ひろば館」が 22 館あった。今後、地域コミュニティの再生を行うために、児童館に高齢者施設の機能を併せ持った「ふれあい館」を区内に 19 館整備することを区の施策としていた。そこで順次「ひろば館」を建替え、最初にできた 2 館のひとつがこの荒木田ふれあい館であり、現在区内には 5 館のふれあい館がある。
- 平成 15 年の地方自治法改正を受けて、事業の安定性や効率性から指定管理者制度が導入されることになった。
- (株)大起エンゼルヘルプは昭和 35 年に創業を開始、昭和 50 年から高齢者介護を行っている企業で、地元の町屋に本社を構えている。ふれあい館の運営に当たっては、高齢者施設の運営のノウハウがあり、地元の施設ということで応募した。

### (2) 町屋地区の地域特性

- 町屋地区はもともと個人経営の町工場が多く、長くこの地区に住んでいる旧住民が多い。高齢化も非常に進んでおり、孤独死も心配される。また、木造密集地域もあり災害時の問題も大きいと思われる。
- ふれあい館の目的は世代間交流にある。子どもから青少年、成人、高齢者まであらゆる世代が交流する拠点を目指している。それが地域の活性化に繋がると考えている。

### (3) 施設運営の現状と課題

- ふれあい館の開館時間は、土日も含めて 8:30 から 22:00 までである。休館日は年末年始の(12/29~1/3)のみである。週末も開館しているので、週末に学校のない子どもたちは休みの日も館を訪れる。
- 職員構成は、館長 1 名と常勤職員 1 名、非常勤職員が 14 名である。非常勤職員は数時間から 8 時間勤務の中で 5 つのシフトを組んでおり、きるだけ地元の住民を採用している。
- 他の 4 館は、社会福祉法人や学校法人、育児サービス企業などで、子ども向けイベントが得意である。荒木田では高齢者向けの介護教室を開催するなど高齢者向けイベントが充実している。各ふれあい館の特徴が出ていて良いという評価と、ばらつきを指摘する声ともにある。毎月、館長会議で情報交換を行い、3 月には 5 館で交流フェスタなどを行うことになっている。

### (4) 指定管理者制度の効果と課題

- 従来の行政からの委託事業であれば、すべて事業内容が仕様書に決められていた。指定管理者制度だと事業内容は利用者の反応を見ながらいろいろ工夫できる。但し、貸室の室料は区が決めており、収入も区に直接入る。いまのところ独自の有料事業は行っていない。物品購入は事業者の裁量なので、安いところから購入できることは利点である。
- 指定管理者制度において株式会社が運営する特徴は、①対応が早い、②コストが安い、③どんな内容にも対応する柔軟性がある、ことである。

- 指定管理者になるときに 50 近い事業計画を提案した。子ども向けの事業、高齢者向けの事業など、世代を限定した事業は順調にしている。課題は、世代間をまたぐ交流事業が集客を含めて難しい。
- ふれあい館として世代間交流のイベントとしては毎年 1 回 10 月末ころに「ふれあい館祭り」を行っており、多世代間交流を図っている。
- 運営については年 1 回自己評価を行い、行政からも指導を受けている。3 年ごとの契約更新時には地域と行政による審査会が評価を行い、2007 年 4 月に 2 期目の運営を受託した。
- 区は更新時に新たな事業企画に対する追加的な予算なども認めてくれるので、今後は、いっそう利用者のニーズを把握し、それを実現するような事業を行っていきたい。
- 運営上の課題は世代間交流を促進することが非常に難しい点だ。職員も子どもを対象とする保育士や高齢者を対象とする介護福祉士などそれぞれ専門化しているので、多くの世代の交流を仕掛けることが難しい。1 階のサロンスペースなどでは逆に世代間のトラブルが起こることもある。
- 世代間交流は自然な交流が起こることが重要である。現在の子どもの利用者が成長して中学生や高校生になって利用するとかすると、自然な交流が生まれるのではないかな。
- ふれあい館ですべてお膳立てするようなイベント企画を行うことは、経費やマンパワーの点で無理がある。きっかけを作り、後は利用者同士で発展させてもらえるような活動を促進することが重要である。
- 年に 1 回指定管理者の集会有り、50 社近くが参加している。

#### (5) 地域力とは

- ふれあい館の活動などに地域住民がボランティアなどで参加してくれたりして、地域の人たちの人間関係がより深まり、人と人との支えあう関係ができることが「地域力」ではないだろうか。
- 町屋地区は自治会や町内会がしっかりしており、それらとの関係は重要である。町内会などに連絡すると、イベント情報なども伝わる。町内会から寄付の要請などもくるが、お互いに連携を図ることが重要だと思う。
- 荒川区では「おせっかいおじさん、お婆さんの声かけ運動」を行っている。

## 10. イオン（株）ジャスコ南砂店（平成 20 年 2 月 4 日）

ジャスコ南砂店でイオン「幸せの黄色いレシートキャンペーン」について話をうかがった。

### (1) 南砂という地域について

- 江東区は人口 48 万人という大きな商圏であるが、大型スーパーなどがたくさん立地する小売業激戦区でもある。
- 南砂は、古くからお住まいのお客様と新しく引っ越ししていらしたお客様がいらっしゃる地域である。
- 土日は車による広域からの来店客が多く、平日は自転車など近隣住民の利用が多い。

### (2) イオン「幸せの黄色いレシートキャンペーン」の概要

- イオン「幸せの黄色いレシートキャンペーン」はイオングループが行っている地域のボランティア団体などを支援する活動である。毎月、11 日のイオンデーに店舗でお客が受け取る黄色いレシート（通常は白色）を、自らが応援したい団体のボックスに入れると、投函レシートの合計金額の 1%相当分を当該団体が希望する商品に換えて地元店舗が寄贈する。このキャンペーンでは、応募団体が一定の基準を満たすと地元店舗に透明の投函箱が設置される。

### (3) 活動経緯

- この活動はイオングループとしては平成 14 年から始まり、南砂店も当初から実施している。なお、南砂店は平成 12 年 11 月にオープンした。
- しかし、南砂店として本格的に活動を開始したのは平成 17 年 11 月からで、毎月 11 日のイオンデーにポスターを掲げ、申請団体のお客への呼びかけ運動も開始した。ちなみにイオンデーには、清掃活動であるクリーン&グリーン活動と地産地消活動をあわせて呼びかけている。
- 当初の登録団体は 12 で、平成 19 年現在で 20 団体に増えている。20 団体の活動内容の内訳は、福祉が 9 団体、子育てが 9 団体、その他が 2 団体となっており、この地域の高齢者と 30 歳代の子育て世代が多いという地域特性を反映している。

### (4) 活動のメリット

- 活動団体にとっては、活動内容を住民に知ってもらう契機になる。イオンデーには各団体が時間帯を決めて活動内容の PR に訪れる。もちろん支援される物品も活動上とても有効である。
- 毎年半年ごとに 4 月と 10 月に贈呈式を行っている。それにより団体同士の横のつながりが生じている。
- 住民にとっては黄色いレシートを投函することにより、地域に貢献しているという意識が芽生える。
- ジャスコにとってはこの活動を通して地域住民とコミュニケーションが図れ、そのニーズもわかってくる。これまで活動団体からの感謝の手紙や活動団体の広報紙での活動が紹介されるなど、従業員も元気をもらっている。

### (5) 活動の現状と推進方法

- 店舗が広いので店内に投函ボックス（透明の亚克力製で 30 個の箱が一体となっている）



を4箇所に設置している。ボックスには各団体の活動概要が記載される。

- 南砂店の平成19年度の寄付額は平成17年度の約5倍になっている。今年の投函率は38%で、投函率を高めるために2階の衣料品売り場などにも小型の投函箱（ここに投函する場合は団体の番号を記入）を設置している。その他、限られたお客様が利用できるイオンラウンジには、この活動を紹介する資料をおいたり、イオンデーの店内放送や日常的にレジ周辺にポスターやのぼりを掲げている。
- 働いている従業員もまた地域住民であり、お客様である。
- やらされる仕事はつらいが、自発的にやる仕事は楽しい。この活動も本社からやらされるというのではなく、本当に地域に貢献するという自発的な気持ちでやっていくととても楽しい奥の深い活動である。
- 課題としては、イオンデーなどにイベントを行うパブリックスペースが不足している。今後は各団体の活動を紹介するスペースを作っていきたい。

#### (6) 社会的効果

- 申請は店舗ごとに受け付けるために、選ばれる団体の活動内容などは地域のニーズや課題を反映する。登録団体の活動分野は、福祉、環境、街づくり、文化、子どもの健康・安全など多岐にわたる。
- 一方、黄色いレシートを投函するお客は、自分の意思で支援団体を選ぶことができ、その投票行動から地域住民の意向も分かる。
- この活動は、企業が媒体となって、市民団体による住民支援と住民による市民団体支援という協力関係を生み出している。そして全国一律の支援ではなく、地域ごとに地域性を反映したその地域固有の互助・共助の仕組みを作り出している。
- 「良き企業市民」としての企業の地域貢献は、CSR経営の観点からも非常に重要で、それは地域に互助・共助の仕組みをビルトインした社会づくりを促進し、これからの「地域力」の向上に大きく寄与すると思われる。

地域力の向上に関する基礎調査報告書  
平成20年3月発行

発行 東京都市長会事務局企画政策室

〒183-0052

東京都府中市新町2丁目77番地の1(東京自治会館内)

TEL:042-384-6396 FAX:042-384-6978

E-mail: [mayors-ki@crux.ocn.ne.jp](mailto:mayors-ki@crux.ocn.ne.jp)

この印刷物は古紙を配合した再生紙を使用しています